

予算特別委員会会議録（２）（令和６年４定）			
日 時	令和６年１２月１２日（木）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時５８分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、面野副委員長、新井田・高野・白濱・橋本・松岩・ 中鉢・高橋各委員		
説 明 員	市長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・ 福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (教育長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した前田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、面野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、白濱委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が高野委員に、中村岩雄委員が白濱委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○松岩委員

◎子ども議会について

それでは、代表質問の中から順番に質問いたします。

まず、市長の政治姿勢についてということで、子ども議会について確認しました。

子ども議会について伺います。

私はこれまでいろいろな議論をしてきましたけれども、市としては、子ども議会という形式にこだわって、若者や子供の意見を聞く取組については考えていないという答弁がありました。

今回の本会議でも、まずは市が今までやっていたおたる子ども会議を充実していくのだという答弁がありましたが、これは、何を、どう充実させていくのか、どう考えているのか、伺いたいと思います。

○（生活環境）青少年課長

現在のテーマでの子ども会議は令和5年から始まっていますので、来年度で市内の12の中学校が1巡することになるため、令和7年度は現在の開催方法で実施したいと考えております。

令和8年度の開催に向けて、子どもの権利条約の周知を含め、参加者の範囲や意見聴取の方法、意見の市政への反映手法などについて検討していきたいと思っております。

○松岩委員

あまりここで言っても仕方がない部分もあると思いますが、様々な取組が全国にもあるわけですから、あまり深くは言いませんけれども、来年度は予定どおりと言わず、できる限り、何とかよろしくお願いしたいと思います。

続いて、今回は一般社団法人小樽青年会議所で子ども議会というのをやりました。市の協力もいただいて開催することができましたけれども、小樽青年会議所は、一般的には社会実験的な取組をまずやってみて、そこで出た課題、反省、メリット、デメリットをしっかりとめて、他の団体や行政に共有して、来年度以降、そこでさらに充実した取組をしてもらうということを考えております。

小樽青年会議所として同じことを来年度もやるかということ、やらないということになっているそうなのですが、今回の子ども議会にかかわらず、このような子供や若者の意見を取り組んで市政に反映させるという目的は、当然、行政の支援や協力や御理解がなければできないことになります。

この点について何かこの特定の団体に対して支援するということを言っているのではなくて、そういった目的を持つ団体に対して、市はどのようなことを考えているかを聞きたいと思います。

○(生活環境) 青少年課長

まずは、対象の団体と意見交換などをさせていただいて、子供や若者の言葉で率直な意見を聞くことができる事業であれば、可能な範囲での支援・協力を検討していきたいと思っております。

○松岩委員

こちらは本会議の答弁にもありましたけれども、まずは意見交換ということだったので、来年度にやりたいと思っている団体は、ぜひ市とやり取りをしていただきたいと思います。

続いて、私は愛知県新城市の若者議会を例に挙げましたが、あのような附属機関としてしっかり市長に対して答申をするような会議体の設置というのは本市にあってもいいのではないかと思います。これは、子ども会議を充実していくことでこのような機能というのが代替できると考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 青少年課長

本会議で市長が答弁しておりますが、市政を運営する上で、子供や若者の意見を聞くことの重要性は承知しております。形はどうあれ、子供や若者の意見聴取の場や、その意見を市政に反映する流れはあったほうがいいと考えております。

現在の子ども会議は、子どもの権利条約の趣旨にのっとり開催しておりまして、その意見が市政に反映する流れになっていないので、このままの形では代替になるとは思っておりません。

○松岩委員

ということであれば、新しい何かをやることになるのでしょうか、附属機関のような会議体を設置することについての課題があればお聞かせください。

○(生活環境) 青少年課長

附属機関の会議体を設置する課題ということですが、今やっている子ども会議をそのような意見聴取、市政反映の場にするのか、ほかに会議体を設けるかなどということも含めまして、どのように意見聴取をして市政に反映していくかを今後、考えてまいりたいと思っております。

○松岩委員

今後、考えると言っていただきましたので、そのようなことをやりたいという若い人たちがいた場合は、市と意見交換をしながら、実現に向けて動いていただければと思います。一旦この点はやめますけれども、今後も注視していきたいと思います。

◎新総合体育館整備事業費について

次に、議案について、新総合体育館整備事業費につきまして、様々な意見を持つ市民に対する御理解を広める工夫として、ニュースレターを配布しているということなのですが、配布状況をお聞かせください。

○(教育) 近藤主幹

ニュースレターの配布状況でございますが、紙媒体としての配布は、市役所本庁舎と各サービスセンターに設置して配布しているということ。そのほかにも、総連合町会からの要請を受けまして、そちらに別枠で、毎回30部ほど届けております。これは何か定期的な会合で配られているということでもございました。そのほかにも当然ホームページ、LINE、フェイスブック、Xによる配信も行っております。

○松岩委員

続いて、20年間のランニングコストが28億円という計算が出ましたが、改めての積算というのはどのスケジュールの時期に行うのでしょうか。

○(教育) 近藤主幹

ランニングコストについては、建物の設計内容が決まれば管理運営費の積算もできますので、設計が固まり次第、速やかに。時期でいいますと、令和8年度から9年度頃に積算したいと考えてございます。

○松岩委員

今回の計画について賛成の人の中にも機能拡充を求める声があったり、反対の人はプールを廃止してほしいとか、そもそも体育館は要らないのではないかという人がいたり、いまだに様々な意見があるわけです。その意見について、今後、説明会などを実施する予定があるか伺いたいと思います。

○(教育) 近藤主幹

今、事業の段階は、業者募集の作業を行っている段階でございます。昨年度は、基本計画を策定して説明会等を実施しておりますが、現在、事業は基本計画どおりに進行しているところですので、市民説明会の開催につきましては、今後、事業者が決まりまして、また計画に動きが出た時点で、改めて検討していきたいと考えてございます。

○松岩委員

本答弁で出ました年間約1億4,000万円、20年間で約28億円かかると見込まれる維持管理・運営費の財源内訳は、今後どのようになるのでしょうか。

○(教育) 近藤主幹

維持管理・運営費の財源でございますが、当然、体育館ですので、使用料収入がございます。そのほかにもネーミングライツといった広告料などの収入がございます。そういったものをまず充てていき、残りにつきましては、一般財源での負担と想定してございます。

○松岩委員

物販施設の提案とあるのですが、提案が事業者からない場合はどうなるのかと。今後、常設でなくても、そういった物販機能が臨時にできるように、せめて、例えば電源だとか水道設備はつけてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(教育) 木村主幹

提案施設は義務ではございませんので、仮に提案がなくても失格となるものではございません。

しかしながら、市では、事業者の実績や経験を踏まえて、提案に期待しているところではございますので、現在作成中の落札者を決めるための判断基準になる落札者決定基準において、よりよい提案をいただいた事業者には、加点評価をし、優遇されるような配慮をする予定であります。

また、提案がない場合でも、電源や水道などのライフラインを整備すべきではないかとの御意見につきましては、提案がない場合は、ライフラインを設置すること自体が困難でございますが、様々な利用が想定される市民交流スペースには、将来的な飲食物の提供や、災害時の炊き出しなどの可能性を想定し、給排水、給湯、ガスが利用できるようなスペースとしたいと考えているところでございます。

○松岩委員

確認ですが、事業者から提案がなくても、そういった文化的な使い方とか、災害時を見据えて、そういった電気・ガス・水道等の設備は残すということなのか、確認します。

○(教育) 木村主幹

今ほど御答弁させていただきました、市民交流スペースは、今の想定では2階の共用部分に設けるかなり大きめのスペースになります。そこで催物など様々な利用ができるような形でライフラインを整備すると考えているところでございます。

提案がなくてもということですが、提案がなくても、ライフラインを整備することを今、要求水準書に盛り込んでおりますので、そこはやっていくものだと考えております。

○松岩委員

提案がなかったらできないような気がするのですが、要求水準書にあるということは、物販機能がなかったとしても、そういった機能は絶対に残るのか、確認です。

○（教育）木村主幹

提案がなくてもそういうものがつくのかということですが、つけるような要求水準書にさせていただきます。要求水準書を満たさない提案は失格になります。そういった意味では、給排水設備関係は設置されることになります。

○松岩委員

この点については、今後の経緯を見守りたいと思います。

◎小樽市勤労女性センターの移転について

続いて、議案の小樽市勤労女性センターの移転についてです。

まず、移転に際して従来の利用形態を可能な限り変更しないということを基本的な考えとしたという答弁があるのですが、そうした理由をお聞かせください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

移転に当たりまして、従来の利用者の皆様にできるだけ影響なく移転をすることができるよう、従来どおりの利用形態を継続することを基本的な考え方としたものでございます。

○松岩委員

年間の小樽市勤労女性センターの利用件数や人数の状況についてお示してください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

令和5年度の利用件数につきましては1,502件、利用者数は1万2,029名となっております。

○松岩委員

休館日を引き続き日曜日及び祝日とした理由は、先ほどの利用形態を可能な限り変えないということもあるので、土曜日の利用が9.5%と平日に比べて少ないというのが出ています。今回、資料要求した年間の曜日別利用件数を見ると、確かに土曜日は142件、9.5%なのですが、月曜日も143件、9.5%と、なぜか低い値になっています。

そもそも、土曜日と日曜日及び祝日というのは、休みの状況も違いますし、私はずっと言っているのですが、施設の駐車場の有無だとか施設のきれいさ、利便性、立地も全然違います。そして、単なる空きビルへの移転ではなくて、市内大型商業施設であるウイングベイ小樽への移転ということもあります。

今回ウイングベイ小樽の利用者数を示した上で、移転後の利用状況についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

ウイングベイ小樽の利用者数につきまして、株式会社小樽ベイシティ開発に確認しましたところ、平日が約2万3,000人、土曜日、日曜日が約3万5,000人、大型連休などは約5万人とのことでありました。

移転後の利用状況につきましては、ウイングベイ小樽の利用者につきまして、施設のある4階への人の流れなどの影響がどの程度のものであるかなどを見ていく中で、判断してまいりたいと考えております。

○松岩委員

ウイングベイ小樽は、今、聞いたように平日が約2万3,000人、休日が約3万5,000人、大型連休になると約5万人を超えてくるということなので、当然それに合わせて開館できたほうがいいにもかかわらず、今回のものと休日と、連休ということは休みの日ですから、開館できないわけです。

これについては、事前にウイングベイ小樽の利用状況を分かった上で、それでもあえて平日の開館というか、これまでどおりの開館にしたということなののでしょうか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

今回の休館日の設定につきましては、先ほども答弁しましたとおり、第1に従来どおりの利用形態をそのまま継続するということの基本的な考えに基づきまして設定したものでございます。ウイングベイ小樽の利用者数等から、今回の休館日等の設定についての検討は行っていないものです。

○松岩委員

ちなみに、本答弁によると、小樽市総合福祉センターは移転前に利用団体に対して聞き取りを行っているのですが、小樽市勤労女性センターはそのような対応をしているのでしょうか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターに移転につきまして、移転に関するアンケートは行いましたが、開館日や開館時間に関する聞き取り等は行っておりません。

現在の利用者に毎年行っています意見聴取の機会などにおける意見として、開館日や開館時間に関する意見は多くはなかったものです。

○松岩委員

これからウイングベイ小樽に移転するというのに、なぜ休日とか、開館日や開館時間についてのアンケート項目はなかったのでしょうか。聞く必要がないと思ったのか、どういう理由でそうなったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

先ほど答弁しましたとおり、移転に当たり従来の利用者への影響をできるだけ少なく移転することができるよう、今回の移転に当たりましては、当面、従来どおりの利用形態を継続することを基本的な考え方としたことから、休館日の設定についても従来どおりとしたものです。

○松岩委員

その市の考え、従来どおりのものにするとか、利用者の利便性を考慮してということすらもアンケートで聞いていないので、もしウイングベイ小樽に移転するなら日曜日も開けてほしいという利用団体がいるかもしれないわけです。その辺りはどう考慮されたのですか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

移転後の休館日等につきましては、移転後の利用状況や利用者の要望、また、そういったものを集約していく中でその必要性について見極めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

今回の議案は条例の改正なので、議決が必要なのです。だから、今、物すごく重い話をしているのです。事前にアンケートも取っていて、なぜ利用後のことについて、利用後に聞いたのですか、利用前に聞く機会があったにもかかわらず、何で聞かなかったのかというのがずっと不思議です。ただ、これを聞いても答弁の繰り返しになると思うので聞きません。

市が今回、議案を出されるわけですから、まさか修正させるわけにもいきませんし、仮に今後、修正するにしても、また議決が必要になるわけですから、その辺りはもう少し慎重に丁寧にやっていたかかったと申し添えたいと思います。

次に、職員配置の観点という答弁がありましたが、これはどういうことでしょうか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

職員配置の観点ということにつきましては、現状の職員配置で月曜日から土曜日まで小樽市勤労女性センターを開館していることから、休館日なく開館することになれば、現状の職員数で対応することは困難となってくることによってございます。

○松岩委員

貸館機能を開館するのに必要な職員は何人なのでしょう。

○（生活環境）勤労女性センター館長

現状、土曜日の開館につきましては、会計年度任用職員の午前担当と午後担当を1名ずつ。夜間につきましては、管理を委託する業者の職員1名の合計3名で開館していることから、利用者数にもよりますが、3名の職員での開館が可能なのではないかと考えているところでございます。

○松岩委員

今の話だけを聞いていれば、日曜日や祝日に開館したとしても、朝から晩まで職員を配置しているわけではなくて、利用時間帯に合わせて職員を配置しているようなので、日曜日や祝日に開けることに何も問題はないと思うのですけれども、そこが職員配置を理由にしたというのはどういう理由なのでしょう。

○（生活環境）勤労女性センター館長

土曜日の開館につきましては、利用があるときのみ職員を配置しているわけではなく、先ほど申しました3名を必ず配置しております。

○松岩委員

同じことなのですけれども、だとしても3人の職員を日曜日も休日もまた置けばできるのではないかと思いますので、いかがですか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

日曜日等の休館日に職員を配置する場合には、人件費等の観点も出てくるかと思いますので、その辺をクリアする必要はあるかと考えます。

○松岩委員

先ほどから、利用後に利用者から状況確認するというのですけれども、これもずっとおかしい話だと思っていて、これまで利用している人は別に日曜日、祝日は開いていなくても問題がないから、平日、土曜日に利用するわけです。

今度は逆に日曜日、祝日に開けてほしいという潜在的な市民の声というのは、どう考えても担当にはいかならないと思うのですが、こういったいわゆるサイレントマジョリティーの意見というのはどうやって把握するのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

意見の聴取につきましては、市ホームページや広報おたるのほか、小樽市のフェイスブックなどのSNSを活用し、アンケートを行い、聴取してまいりたいと考えております。

○松岩委員

そのアンケートを前もってやっていただければ、よりよかったのではないかとずっと言っているのです。

次に、移転に際してパブリックコメントができなかったのかと思うのですが、これはいかがですか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

今回の移転に関しましては、移転に関するアンケートは行っていたこともあり、小樽市勤労女性センター単独でのパブリックコメントの実施は必要ないと判断したものです。

○松岩委員

繰り返しになりますけれども、行ったアンケートには、開館時間や休館日のことは設けていないということなのです。

○（生活環境）勤労女性センター館長

開館日や開館時間についての項目は設けてございません。

○松岩委員

スケジュール的な問題ですが、これは今定例会で初めて示されましたけれども、第2回定例会だとか、それとも定例会前の段階で議会に情報を共有するというのはできなかったのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

移転の時期や使用料の改定の関係等から、今回の第4回定例会での提案がよいものと考えたところでございます。

○松岩委員

今後SNSなどを活用したアンケートによる市民からの意見で考えるということなのですが、どのぐらい意見が寄せられたら、また、条例案は改正されるのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

日曜日、祝日等の開館の要望の量などについて、数値的なものについては現状ではお答えしかねますが、今後、必要性について見極めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

株式会社小樽ベイシティ開発との契約上では、物理的契約上の問題ですけれども、貸館機能については24時間開館できるということで間違いないでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

契約上に限ってお答えいたしますが、契約上、具体的な制限はございません。株式会社小樽ベイシティ開発等と協議の上、決定することになっておりますので、協議がまとまれば開館も可能ではないかと考えております。

しかしながら、施設管理上、警備や入退館方法に関する部分など、様々な課題をクリアしなければならないものと考えております。

○松岩委員

利用料金の件なのですが、公共施設ごとに面積単位で同一料金ということです。やはり、古くて利便性の悪い施設と、新しくて利便性のいい施設が面積単位で利用料金が同じというのはどうも違和感があります。例えば、アパートやマンションを借りるときも築年数の古いほうが基本的には安くて、新築のほうが高いというのが当たり前なわけです。

これを同じ会議室という名称だからということで、同じ価格の考え方で運用するというのは公平性が保てないのではないかなと考えてしまうのですが、見解をお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

市有施設の会議室等の使用料につきましては、これまでの使用料の見直しの中で施設の状況によらず同一の面積単価を基に改定を行ってきており、今回、当施設の移転後の料金につきましても同様の考え方で算定したものです。

しかしながら、委員のおっしゃられますとおり、施設ごとに利用状況、あるいは老朽化の違いによる維持管理経費の違いなどがございますので、今後の使用料の見直しに当たりましては、これらの状況を反映できる仕組みを検討していきたいと考えております。

○松岩委員

仕組みを考えるということなので、注視したいと思います。

移転に伴って、講習室が増えるということなのです。これは先ほどの人件費の話にもなるのですが、そもそも小樽市勤労女性センターというのは収益性を考えている施設なのか、そうではないのか、お聞かせください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターにつきましては、開館当初より女性の利用料を無料としている点などからも、収益性を第一とする施設ではないものと考えております。

○松岩委員

となると、先ほどの話につながるのですが、人件費がかかるからやらないというのは、なぜそうなるのか。収益性を第一に考えているのであれば、人件費との関係でというのもあるのでしょうかけれども、これは市民とか、小樽市勤労女性センターの目的からすると、女性のためのということを考えると、人件費を理由に休日とかは開けられないというのは話が通らないような気がするのですが、見解をお願いします。

○（生活環境）勤労女性センター館長

今、配置されている職員の勤務時間等が増加することによって人件費は上昇する形になると思いますが、その部分について、財政上クリアできれば開館することは可能かと考えております。

○松岩委員

財政上の課題がクリアできればという答弁がありましたので、その次の質問にかかるのですが、私は、予約のオンライン化というのを常々言っているのですけれども、生活講座はオンライン申込みを既にされているということです。これは従来の利用者を含め、小樽市勤労女性センターの利用者はオンラインで利用することに慣れている状況があるのかと思うのですが、移転段階から予約のオンライン化はできないのかというのはどうでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

これまで利用者から具体的なオンライン予約に関する要望は多くはありませんが、オンラインによる簡易的な手法による予約の受付の導入などについて今後、検討を進めていきたいと考えております。

○松岩委員

これまでの利用者は、これまでどおりに使っているからいいのです。これから新しく利用が見込まれる方々に利便性をというところで私は常々言っているのですが、これまでの利用者に聞くだけでは不十分だと思います。これからの利用者にもどんどん聞いていくとおっしゃっていますので、そこは何かしていただきたいと思います。

人件費の件もあるのですが、職員を介さないで利用のオンライン化というのがあります。民間のスマートキーのサービスとか、スマートフォンで番号を教えてもらって、当日の番号を打って入るという仕組みがいっぱいあるわけです。こういうことをやれば人件費も十分に抑えられて、時間帯によっては24時間貸すなどということも別に難しくはないと思うのですが、どういうふうに考えていますか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

今回の移転に当たりましては、日曜、祝日、早朝、夜間の利用のニーズは現状として少ないとは考えておりますが、利用の無人化、オンライン化に関しましては、導入が可能であれば人件費を抑えられる可能性があると考えます。しかし、スマートキーなど相応の設備投資も必要かと思われますので、現状では情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○松岩委員

そういった民間のサービスは、人件費より安く抑えられるからはやっているわけですし、人件費より高くなるのだったら、私はここで言いません。小樽市勤労女性センターがペイするかという問題はありますが、市内の公共施設全体で導入を目指してほしいと思っているのですが、古い施設もあつたりしますので、まずは今回、新しくなる小樽市勤労女性センターについてはそういったことを先駆けて、人件費も効率化できるわけですから、ぜひ考えていただきたいと思います。

いずれにしても今後、考えるという話なので、今後の市民の意見もしっかりと聞いて、議論を見守っていききたいと思います。

◎小樽港高島地区の整備について

次に、水産業の振興と漁港整備についてです。

高島漁港区のことについて質問しましたがけれども、現在、行っている応急的な予算はどれくらいあるのでしょうか

か。

○（産業港湾）農林水産課長

旧高島魚揚場の修繕費といたしまして、令和6年度の予算ベースで申し上げますと35万円、このほか躯体本体への負担軽減、あるいは2月頃のニシン漁の繁忙期に対応するため、屋根の雪下ろし、そして、下ろした雪の排雪業務の予算として70万8,000円、合計105万8,000円となっております。

○松岩委員

第2期の改修計画まで残り7年ですけれども、今後、高島漁港区はこの魚揚場でどのように過ごす予定でしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

小樽市公共施設長寿命化計画の第2期までというお話ですが、本会議におきましても市長から御答弁させていただきましたが、当面、必要に応じた緊急的な維持補修に努めてまいりながら、引き続きこの施設の今後の方向性について小樽市漁業協同組合と協議してまいると考えております。

○松岩委員

岸壁の見た目は結構ぼろぼろな状況なのですが、まだ躯体は大丈夫ということが本会議の答弁でありました。

ただ、私個人としては、これまで本体がそもそも、もたないのではないかと考えていたのですが、魚揚場の議論の経過を待っていたところではあるのですが、実際に岸壁の老朽化は進んでいますので、こちらについて早急に改修してほしいと考えますが、見解をお示してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

岸壁につきましては経年劣化により劣化しているものの、すぐにもたなくなるという状況とは認識しておりませんが、岸壁利用者などから要望のあった際には、都度、補修などにより対応してきたところでございます。

小樽港は老朽化している施設が数多くありますので、多くは部分的な補修等により対応している状況でありまして、当面はこの当該箇所においても、補修で対応したいと考えてございます。

○松岩委員

◎不登校への対応について

次に、不登校への対応についてでございますが、一般的な支援措置情報の共有について、今回資料要求しました保有個人情報利用（提供）申出書と、私が提出しました個人情報の保護に関する法律の第69条第2項と第3項を踏まえて流れを説明してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

個人情報の保護に関する法律では、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供を行うことは制限されております。ただし、第69条第2項で例外規定が設けられておりますので、それに該当するかどうかの判断につきましては、保有個人情報利用（提供）申出書の提出を受けましたら、それに記載のある利用したい項目、利用目的などを確認し、当該情報を利用することについて相当の理由があり、提供することで個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断した場合に提供できることになります。

○松岩委員

市教委では今回の事件を受けまして、新たな対応マニュアルを作成されるという答弁がありました。様々な困難を抱える児童・生徒や保護者の対応に当たる際に、やはり学校としてはいろいろな情報があったほうがいいと私は思っているのです。

保護者が支援措置をかけているという情報が事前に分かれば、例えば家庭訪問だとか、いろいろな生徒指導の際に一つの情報として役立つことができると私は考えているのですけれども、その支援措置の情報は役立てられるのか、それともそういった指導の際は全く要らない情報となるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(教育)学校教育支援室長

学校にとって、より多くの情報があることは、児童・生徒や保護者への対応を多面的・多角的に考えることができることとなりますので、支援措置に関わる情報もそれらの情報の中に含まれる場合もあり得ると考えております。

○松岩委員

これは仮の話ですけれども、学校や教育委員会が支援措置の情報を得られるとした場合、今回、資料要求していただけますけれども、この申出書を出すことができるのは、市教委なのか学校なのか、その両方なのか、両方とも出せないのか、お聞かせください。

○(教育)学校教育支援室長

市教委としましては、仮に情報共有の申請を依頼するとした場合、市教委から一括して申請したほうがよいのか、それともそれぞれの学校から個別に申請したほうがよいのかにつきましては、市教委から一括して申請した場合には、情報管理の在り方に関わることも考えられますし、各学校から申請するとすれば、事務手続に影響することがあり得ると思いますので、どのような方法がよいか、校長会と協議してまいりたいと考えております。

○松岩委員

次に、個人情報の保護に関する法律の第69条第2項第3号の規定に、地方公共団体の機関とあるのですが、これに市教委、もしくは学校というのは該当するのでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

委員が読み上げられました個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号で規定されている他の地方公共団体の機関には、教育委員会は含まれるところ、学校は含まれません。

なお、仮に学校から申出がありましたら、第69条第2項第4号に該当するかどうかについて判断することになります。

○松岩委員

今の話だと、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号ということです。恐らく今の該当部分は、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるときということだと思うのですが、これに学校が申請したときに該当するかどうかということが今の答弁か確認したいと思います。

○(生活環境)戸籍住民課長

委員のおっしゃるとおりです。

○松岩委員

この申請書が出された場合、最終的な決裁をする人間は誰になるかお聞かせください。

○(生活環境)戸籍住民課長

戸籍住民課長になりますが、その重要性によっては、上司に判断を仰ぐこともあります。

○松岩委員

ここまで法的な手続論の話をしてきたのですが、やっとここから運用の話ができるのです。今、市教委もしくは学校から申出があった場合、市教委からの申出は恐らく受けられるだろうと。学校からの場合は、この第4号の特別な理由に当てはまるかによって状況が変わるということなので、その判断は今しませんけれども、学校や教育委員会からの申出を受け入れた場合、情報を出すか出さないかという判断は戸籍住民課長が最終的に決裁で行うということです。

この法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することに相当の理由があるときという判断は、誰が、どういうふうに判断するのでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

誰がどのようにということについてですが、誰かににつきましては、先ほども申し上げましたとおり、決裁権者は、

戸籍住民課長になりますが、重要性によっては上司の判断を仰ぎながらということになります。

それで、実際に個人情報の提供につきましては、教育委員会などから申出がありましたら、利用することについての理由が個人情報の保護に関する法律の規定に該当するかどうか慎重に判断する必要があるものと考えております。

また、相当の理由があるときの判断についてですが、具体的な基準等はありませんが、客観的合理性が必要であり、事案の緊急性、生命、身体の保護のために必要があるかなどを総合的に勘案し、判断することになります。

○松岩委員

その総合的な判断をする材料が、そもそも戸籍住民課にはないと思うのです。この申出書の書類だけがあって、御覧のとおり、利用目的はここしか書く部分がないです。例えば、とある生徒がこういう状況でこうだから、連続何日学校に来ていなくてということを書くようなスペースもなく、この申出書は多分、単に一言書いて出すみたいな文書だと思うのです。それが来たときに、戸籍住民課には、緊急性とか、今おっしゃった部分の調査や把握、判断などの基準がないはずなのです。

なので、書類が整っていて、ベルトコンベヤーではないけれども、きちんと書かれていて、相応の期間であれば、もう自動的に個人情報を提供していくものなのか。それとも1件1件個別に、極端なことを言ったら、教育委員会が全校生徒分を出してくるかもしれないとなると、5,000人、6,000人の分を全部、戸籍住民課が確認するのかという話になりますが、その手続に関しては、もちろん個別の事情によるのでしょうか、どうするつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

過去にこういった申出がなかったものですから、これから検討という部分もございますけれども、実際に書類だけではなくて、例えば教育委員会ですとか、学校にいろいろ聞き取りなどをしながら、また、場合によっては後志総合振興局ですとか北海道、あと広域行政を行っているところに事例があったかどうかなどを聞いたりしながら、判断したいと考えます。

○松岩委員

今回こういう事件が起きて、教育委員会、学校も、もう二度とこういうことを絶対に起こさないというところで、これまで以上にすぐく力を入れて取り組まれている状況ですので、今後、新しいマニュアルを作成する中で、この件も当然出てくると思いますので、戸籍に限らず福祉部門と教育委員会で、しっかり連携して再発防止に努めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎フレックスタイム制ほか柔軟な働き方の導入について

フレックスタイム制のほか柔軟な働き方の導入について質問してまいります。

本市において、フレックスタイム制をはじめとした柔軟な働き方を導入してみることにについて、今定例会の代表質問でお聞きいたしましたところ、職員が能力を最大限発揮することや、早期離職防止、ワーク・ライフ・バランスの推進などにおいて重要と考えておりますとの御答弁をいただきました。

フレックスタイム制は変形労働時間制の一種ですが、そのほかの変形労働時間制にはどのような形のものがあるのか、お示してください。

○(総務)職員課長

変形労働時間制の形態ということでしたが、公務員にということではなくて、一般に労働基準法でうたわれている変形労働時間制の累計で申し上げますと、まず1か月単位での変形労働時間制、それから3か月単位での変形労働時間制が民間企業等を踏まえた一般的にはフレックスタイム制と言われております。それから、そのほかには1か月を超えて1年以内での変形労働時間制があるという認識でおります。

国家公務員もそうですし、我々地方公務員もそうですが、現状ですと1か月単位での変形労働時間制しか認められていない状況でございまして、これがいわゆる公務員におけるフレックスタイム制と呼ばれているということで、一般のフレックスタイム制と公務員の場合は定義が違うかなというところはございます。

○白濱委員

まず、それぞれのパターンの特徴や注意点についてお示しいただけますでしょうか。

○(総務)職員課長

今申し上げたパターンごとのということでしたが、ある意味で共通する部分が多いのかと思うのですが、特徴というか、メリットということで申し上げますと、まず1か月単位ということですが、1か月の中で業務を行っていく上で、閑散期と繁忙期があると思いますので、その辺の時間の振替ができて有効に活用できるかなと。1年以内ということであれば、例えば夏が閑散期で冬に繁忙期だったというときに、1年間で調整をうまくできるということが特徴というか、メリットとして考えられるかと思っております。

注意点というか、デメリットになるのかもしれませんが、これはいずれも、労働者自身の申出によってやった場合には、あくまでも労働者の申出ということで使用者側のということではないので、それによってお客様へのサービス提供に対する影響ということは一つ考えられることはあるのかもしれないです。

それとフレックスタイム制の課題ということで、本答弁でも申し上げましたが、職員・社員の勤怠管理が複雑になるということのほか、フレックスタイム制を利用している社員・職員がいない時間帯があるときに、お客様へのサービスを維持するため、場合によっては、周りの職員・社員がカバーをしなければならないということがあったときに、そういった意味で、周りの職員・社員への負担増というのが懸念されるということは考えられるかと思っております。

○白濱委員

一般的な変形労働時間制の中で公務員に当てはまるものは限られているということもよく分かりましたし、その中で選別していくということも大変だということも、長所・短所からよく読み取れました。

まず、この変形労働時間制は1987年の労働基準法の改正をきっかけに、1988年4月から正式に導入されたものであります。また、2019年4月から働き方改革関連法が施行されたことにより、より柔軟に制度が拡充されてきました。

そこでお聞きいたします。本市において、これまで変形労働時間制または柔軟な働き方を試みたことはあるのでしょうか。あるとすれば、いつ、どのような理由で試みたのでしょうか、お知らせ願います。

○(総務)職員課長

今申し上げたような変形労働時間制とは少し違うのかと思いますが、柔軟な働き方ということで、勤務時間の割り振りとしてやったことを申し上げますと、直近で、いわゆるコロナ禍に、職員間の感染対策という意味合いを目的としまして、朝の出勤時間を、通常ですと8時50分からとなるところ、30分もしくは1時間遅らせる時差出勤という取組を行ったことがございました。

それと、かなり前になるのですが、平成16年に札幌市でサマータイムの実証実験があつて、それが平成17年に小

樽市でもというお声があり、小樽商工会議所と連動しまして、朝の出勤時間を50分繰り上げて、8時から出勤して4時半に退勤というような形で、サマータイムの試行を行ったという事例はございました。

○白濱委員

私の記憶ではサマータイムはもう今どこも使われていないということで、それぞれの時代背景も反映されるのかと思っております。

柔軟な働き方の導入についての御答弁の中では、課題の整理や他市の状況把握なども行いながら、まずは試行に向けた検討を進めてまいりたいとの御答弁をいただいております。課題の整理はとても大切なことであると思っております。

フレックスタイム制をはじめとした柔軟な働き方を試行的に導入してみることにについて、職員に対し、アンケートを取ってみることにについての御答弁では、人材育成基本方針の改定に当たり、職員アンケートを実施したところだそうですのでありましてのでお聞きしておきたいのですけれども、このアンケートの趣旨と回答率についてお知らせください。

○(総務)職員課長

実施したアンケートの趣旨と回答率ということで、今お話のありましたように、本市の人材育成基本方針を改定するに当たりまして、参考資料ということで、職員の意向などを確認するということをまず一つの目的としてアンケートを実施しました。

それと並行して、小樽市役所の本庁舎で、経済産業省が創設された、おもてなし規格認証を取得しようということで取組を進めてきたのですが、一つの取得要件といえますか、条件の中で、おもてなしということで、お客様の声を聞く仕組みというのは当然なのですが、職員の声を聞く仕組みも整っていないかもしれないということがあり、定期的に職員の声を聞いていくことが重要だということがありまして、その目的も兼ね合わせまして、職員アンケートを令和5年の夏に行ったところでございます。項目数が多かったということもありまして、回答率は低く、43%という状況でございました。

○白濱委員

回答率は思っていた数字よりも若干低いようでありましたけれども、代表質問の中で、柔軟な働き方に関しても、職員の希望や意向を確認したいと考えておりますと市長から御答弁もいただいておりますので、職員の希望や意向の確認のためにもアンケートを実施していただきたいと思います。

そして、アンケートの内容等を精査していくことも大切であり、また、高い回答率を得られるようなアンケートの作成は大変であることが考えられます。変形労働時間制の中から、どのパターンが本市にとって最良であるかについては、和歌山県海南市の事例のように、特定の部・課において試行的に導入してみるのか。宮崎県宮崎市の事例のように、1か月間ないし3か月間試行してから本格導入の検討を図るのかなど苦慮されるものと思われます。

ここで確認しておきたいので、お伺いいたします。フレックスタイム制の中で、完全フレックスタイム制がありますけれども、通常のフレックスタイム制との違いについてお知らせ願います。

○(総務)職員課長

今、国家公務員で行われているフレックスタイム制に関して言いますと、コアタイムと呼ばれていますが、フレックスタイム制だとしても1日の中で必ずこの時間数は勤務しなければならないというものが決められております。公務員の場合ですと、2時間から4時間ということだったと思いますが、それがあるのが通常のフレックスタイム制になります。

それと、民間で行っているものだと思いますが、完全フレックスタイム制と呼ばれているものに関しては、そのコアタイムがないところが一番大きな違いかなという認識でおります。

○白濱委員

本市の職員の柔軟な働き方導入に当たりまして、どのような対応が可能であるのか。また、職員の希望や意向の確認はいつ頃を予定されているのか、お示しください。

○（総務）職員課長

柔軟な働き方の導入ということでフレックスタイム制ということで考えた場合、先ほども申し上げましたが、公務員の場合は現状だと1か月単位でかつコアタイムがあるフレックスタイム制しかできないということにはなるのですが、先ほど注意点ということで申し上げたように、実際にそれを職員の申出でやったときに、ケースによっては市民サービスへの影響ですとか、勤怠管理の複雑化、それから、ほかの職員の負担増の懸念があるということもあって、正直、なかなか今までそこの検討は進んできていないところもありました。そういうことを踏まえたときに、今、国で行われている形に完全に準じるような形で、最初からフレックスタイム制を導入していくというのは、なかなかの課題も多いのかなとは思っております。

その中で、例えば、先ほど申し上げたようにコロナ禍のときに時差出勤を行っていましたが、そういった形で登庁時間を変更できるようなことができないかということで、その辺の試行は検討してみたいと考えているところではございます。

そういった部分の職員アンケートということでは、先ほど申し上げたアンケートは定期的に毎年度、行っていかなければならないと考えていますので、今年度の分はまだやっていませんが、今年度中には行っていきたいと思っております。

○白濱委員

働く人にも選ばれる職場になりますことを願いまして、今後の取組についてよろしくお願ひしたいと思います。

◎入船公園（テニスコート等含む）の駐車場について

続きまして、入船公園の駐車場について質問してまいります。

現在の入船公園の駐車場の施設は、目測では30台前後が駐車可能と見受けられます。

最初にお伺いいたします。本市で把握されている駐車場の主な利用対象者はどのような方でしょうか。また、公園内にはどのような施設がありますか、お知らせください。

○（建設）建設事業室主幹

入船公園には遊具広場、自由広場、野球グラウンド、テニスコートの施設があり、駐車場の利用対象者につきましてはこれらの施設の利用者となります。

○白濱委員

この駐車場の駐車可能台数は何台でしょうか、お示しください。

○（建設）建設事業室主幹

駐車可能台数は約30台になります。

○白濱委員

入船公園の施設のそれぞれの担当部署はどこになるのでしょうか、お知らせ願います。

○（建設）建設事業室主幹

施設の所管につきましては、テニスコートにつきましては教育部生涯スポーツ課になりますが、それ以外の施設につきましては建設部公園緑地課となります。

○白濱委員

それでは、この駐車場の利用状況についてそれぞれの部署にお聞きしてまいります。

まず、入船公園のテニスコート以外の施設の利用者の駐車場の利用状況については調査されているのでしょうか。しているとしたら、どのような調査方法で、どのような結果がデータとして記録されているのでしょうか、お示し

ください。

○（建設）建設事業室主幹

駐車場の利用状況の調査というのはしておりませんので、データ等はありませんが、平日につきましては現地パトロールで駐車場の利用状況を確認したり、土日祝日につきましては、駐車場に関する電話が入ったときに現地を確認するなどして駐車場の利用状況を確認しております。

○白濱委員

テニスコート利用者についても同じことをお聞きいたします。

駐車場利用者の利用状況について調査されているのでしょうか。しているとしたら、どのような調査方法で、どのような結果がデータとして記録されているのでしょうか、お示してください。

○（教育）次長

生涯スポーツ課では、テニスコートの利用者に駐車場の利用状況の調査は行ってございません。

○白濱委員

公園内の施設により担当されている部署が違うので、このような聞き方となりました。

また、なぜ入船公園の駐車場の利用状況について質問したか申し上げますと、相当以前から施設利用者に対する駐車スペースが足りず、特に小樽テニス協会関係の行事と野球関係の行事が重なったとき、今の御答弁にもありましたとおり、土曜、日曜、祝日が多いのですけれども、このときには利用者の駐車が相当台数できない状況となり、路上駐車など近隣住民に御迷惑をかけたり、苦情も受けているものと思われま

す。また、テニス関係で、毎年、小樽市で開催されている北海道テニストーナメントの開催期間中には、建設部の駐車場と総合体育館の駐車場を使用してもよいとありますが、実際には建設部の駐車場は、市外から参加される方には駐車エリアが分かりづらいため駐車せず、これは関係者の人員配置の問題もありますが、総合体育館の駐車場からでは入船公園の会場までは遠いということから、これもまたは駐車をせず、結局は入船公園周辺に路上駐車をし、近隣住民に御迷惑をかけてしまう状態が発生したり、通報によりパトカーに呼び出されている光景もあるようであります。

ここで、一つ確認のためにそれぞれの部署にお聞きいたします。入船公園近隣の住民から本市に対しまして、路上駐車の苦情は過去にありましたか、お知らせ願います。

○（建設）建設事業室主幹

公園緑地課に寄せられた件でございますが、令和6年度についてはこの路上駐車についての苦情はございませんが、令和5年度には2件、令和4年度には1件、路上駐車に関する苦情があったところであります。

○（教育）次長

生涯スポーツ課には、入船公園の近隣の住民からの駐車場に対する苦情等の相談は入ってございません。

○白濱委員

私のイメージでは、もう少し苦情が入っているようなイメージはあったのですが、それぞれの団体の方は現場で直接いろいろと苦情を聞いているように伺っております。その苦情の内容については、また次の機会があればお聞きしたいと思います。

それで、野球関係者の団体の方と小樽テニス協会の方との間では、今シーズンも2回ほど駐車場の使用について話はされているようですが、利用についての特段の事項はなかったということで、権利も何もありませんので、ただ状況について話し合われたということは聞いております。

駐車場の利用状況の現状につきましては、土曜、日曜、祝日などに現地視察調査を行うとか、今、パトロールとはお聞きしましたが、目視もよろしいかと思いますが、利用頻度が多い団体とのヒアリング等が必要だと思っておりますが、本市の見解をお示してください。

○(建設)建設事業室主幹

利用頻度の高い団体とは駐車場の利用方法についてお話をしてきたところなのですが、今後につきましてはどの程度イベント等で利用台数が必要なのかという部分についてもヒアリングを行っていきたいと考えております。

○(教育)次長

生涯スポーツ課では、テニスコートの管理を行っておりますので、必要に応じて小樽テニス協会の方と、駐車場の利用状況についてのヒアリングを実施したいと考えております。

○白濱委員

そのヒアリングの時期をこちらでお薦めするわけではないのですけれども、今ちょうどシーズンオフなので、よい時期かと思われますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、施設の利用と駐車場の利用については所管が違うことから、問題解決の入り口がはっきりしないということも含まれているわけであります。

そこで伺います。入船公園の駐車場についての適正な駐車台数とは何台であるのか、お示してください。

○(建設)建設事業室主幹

適正な駐車台数についてですけれども、都市公園設計要領による計算では、平日では約10台、休日では約30台が必要な駐車台数と算出されており、イベント等がない場合につきましては一定程度確保されているものと考えておりますが、イベント等のピーク時に必要な台数というのは含まれてございませんので、先ほどのヒアリングを含めて、適正な駐車台数が何台かににつきましては、今後、把握していきたいと考えております。

○白濱委員

また、入船公園の駐車場の状況の解消方法として今も少しお伺いしましたけれども、どのようにしたらよいか、見解を改めてお示ください。

○建設部長

現在、入船公園内における駐車場におきましては30台あり、平日におきましては一定程度確保されているということではございますが、やはり土曜日ですとか日曜日、また、テニスの大会等におきましては、既存の駐車場だけでは不足しているという認識であります。

また、地域の方にもこういったイベント等におきましては、周辺の駐車ということもありまして、御迷惑をおかけしているということもございますので、やはりこの入船公園での駐車場の確保というのは必要だということで考えておりますので、今後、具体的な配置等につきましては、利用の多い団体等の意見も聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

○白濱委員

◎福祉におけるeスポーツの取組について

続きまして、福祉におけるeスポーツの取組について質問してまいります。

今定例会の会派代表質問において質問させていただきましたことに関連いたしましてお伺いしてまいります。

認知症予防やフレイル予防、健康増進についてのeスポーツの効果についての質問には、他市の実証などによる取組の仕方により、一定の効果が期待できるものと認識しているという市長からの御答弁をいただきました。

また、eスポーツを通じて、若者から高齢者までの多世代間交流や障害者と健常者との交流など共生社会の実現に向けての取組については、どのようなゲーム内容や運営方法が効果的か、情報収集に努めるとの御答弁をいただきました。

そこで伺ってまいります。他市の事例から、取組に際しまして、株式会社NTT e-Sportsとの連携が見られます。ノウハウも蓄積されているものと思われます。このように民間企業と連携して取り組んでいただきたいと思いますけれども、本市の考えをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

委員のおっしゃるとおり、他市における実証実験等においても民間企業と関係して取り組んでいる事例がございます。こういった事例について運営方法、また効果、課題等についても、情報収集を進めていきたいと考えております。

○白濱委員

次に、eスポーツ導入に際しましては、体験的な試行を試みなければならないものと思います。

そこで伺います。本市の総合福祉センターは令和7年4月からウイングベイ小樽へ移転する予定です。現在の小樽市総合福祉センターには、囲碁・将棋教室、娯楽室、遊戯室などを備えておりますけれども、移転先の小樽市総合福祉センターでは、どのような施設が配置される予定でしょうか。また、その中にeスポーツを体験的に試行する場合に取れるようなスペースはあるのでしょうか、お知らせ願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

移転後の小樽市総合福祉センターにも囲碁・将棋室、またマージャン等を行える娯楽室が整備されます。それ以外にも、研修室、会議室等が整備されます。こちらは、開催される規模にもよるかとは思いますが、多用途な目的に使える部分で対応できると考えております。

○白濱委員

そうすると、これからはまだ分かりませんが、eスポーツを試行するための施設も十分に取れるということで、伺っていてよろしいでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

スペースとしてはございますので、規模ですとかやり方によって、異なるかとは思いますが、一定程度対応できるとは考えております。

○白濱委員

本市が取り組むことによりまして、市内の福祉施設においても、認知症予防やフレイル予防、健康増進の一環として、また共生社会の実現を目指し、eスポーツを導入してみるなど、好影響をもたらすものと思われます。

ちなみに、現在、小樽市内の福祉施設のうち、高齢者施設、障害者施設はどれくらいあるのでしょうか、お知らせ願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

令和6年度の市政のあらましより、お答えしたいと思います。令和6年4月1日時点ですが、高齢者のための福祉施設、養護老人ホーム等でございますが、こちらは10施設、障害関連では、障害者支援施設ですとか通所系の障害福祉サービス事業所を合わせますと22施設がございます。

○白濱委員

合わせて32施設があるということが確認できました。

ここで事例を挙げます。札幌市中央区役所所管の市民部苗穂まちづくりセンター、これは苗穂地区会館と呼ばれております。こちらにおかれましては、令和5年2月に開催された、地域の老人クラブと地域内に校舎がある高校の生徒とのeスポーツを通じての交流会の事例であります。

その様子を中央区役所のホームページの記事から抜粋いたしますと、当日はゲームを使って健康寿命を延伸する健康ゲーム指導士の資格を持つ7名の生徒がゲームを持ち込み、スクリーンに映し出されたゲームを楽しみながら交流しました。ほとんどの老人クラブの皆さんは初めて体験するゲームでしたが、生徒が横で優しく教えてくれたおかげで、すぐゲームになじみ、次々と高得点を更新するほどでした。特に自動車運転シミュレーションゲームでは、ゲーム参加者だけではなく、ハンドルさばきへの歓声や壁に激突する瞬間の悲鳴など、周りの皆さんもゲームの世界に入り込み、会場全体で盛り上がりました。

引率の教員は、これをきっかけに新しいゲームも取り入れて恒例化したいとのコメントを寄せております。また、札幌市中央区のコメントによりますと、老人クラブの皆さんも楽しみにしていただきたいと、eスポーツによる多世代間交流地域コミュニティ活性化の取組の例を挙げさせていただきました。

ここでお聞きいたします。今ありましたとおり、健康ゲーム指導士とはどのような目的の資格であるのか、お知らせ願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

こちらの健康ゲーム指導士という資格でございますが、日本アクティビティ協会という団体が2018年から認定している民間資格で、高齢化が進む中でテレビゲームなどを通じまして、高齢者のアクティビティの時間を充実させ、健康と交流を、応援することを目的とした資格と認識しております。

○白濱委員

では、小樽市内にはこの資格を所有している市民がいるのでしょうか、お知らせ願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市内にそのような資格を持った方がいらっしゃるかは把握しておりません。

○白濱委員

小樽明峰高校にもeスポーツ部というのがありますし、今後そちらの方からも情報収集してみるのもよろしいかと思われます。

次に、株式会社NTTe-Sportsや健康ゲーム指導士の有資格者などから取組などについて情報を収集することもよいのではないかと思いますけれども、改めて見解をお示しください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

繰り返しとなってしまいますが、他市の事例ですとか、民間企業と連携しての実証実験、そういった運営方法、また、健康ゲーム指導士の関わり方、そういったeスポーツが福祉分野においてどのように活用されるか、それとどういったものが効果的なものになるのかといったものについては、情報収集に努めていきたいと思っております。

○白濱委員

eスポーツを活用した介護予防や体験会などを実施していくことについての代表質問には、今後、他市の事例も参考にし、介護予防事業の参加者からも御意見を聞きながら研究してまいりたいとの御答弁をいただいております。そこでスマートフォン教室と連携し、eスポーツを体験してみる試行を実施している参考事例を挙げさせていただきます。

兵庫県姫路市では令和6年11月にデジタル体験イベントとし、総合福祉会館にて開催された、主に65歳以上の方を対象にしたスマートフォンの活用方法を学んだり、フレイル予防にもつながるeスポーツなどを体験できるイベントをしております。スマートフォンの使い方や相談会と並行し、eスポーツの体験では、和太鼓リズムゲームや野球ゲーム、ゆるスポーツなど幾つかのゲームジャンルをプレーして体験されたということであります。

そこでお聞きいたします。現在、本市には、シニアスマホ教室を開催中であります。来年度以降の開催予定は把握しておりませんが、今後eスポーツ体験の入り口といたしまして、また、本市のeスポーツ取組の入り口として、事例を参考としたシニアスマホ教室とeスポーツ体験を連動して取り組むことについての見解をお示しください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現在、小樽市で実施しておりますシニアスマホ教室ですが、スマートフォンの使い方不安を感じている方ですとか、スマートフォン初心者の方などに向けて、基本操作ということで文字の入力からカメラの使い方、アプリのインストール、地図アプリの使い方といった基本的な操作の講義を実施しております。

こういった基本的な操作の講義となりますので、一足飛びにeスポーツへの参加とは言えないかもしれないので

すが、スマートフォンはやはりゲームを行うデバイスの一つでもありますので、体験するきっかけになるのではないかと考えてございます。

○白濱委員

今後、前向きな入り口としての取組をお願い申し上げます。

◎まちづくりとしてのeスポーツについて

それでは、まちづくりとしてのeスポーツ振興について質問してまいります。

eスポーツを通じた事業展開には、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用が可能でしょうかという代表質問に対しまして、名称を新しい地方経済・生活環境創生交付金に変更され、デジタル実施等に必要な経費や地方創生に資する取組などの支援については、活用が可能であると考えているという御答弁をいただいております。

そこで、伺いたいします。仮に交付金を活用するには、交付金の申請から交付に至るまでの過程として、どのような準備が必要となるのか、現時点で想定されることについてお知らせください。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

交付金を活用しての事業を実施するに当たっての準備ということでございますが、一般的には、なぜその事業を実施するのか、その目的を明確にすること、関係する事業者へのヒアリングなどを通じまして、ニーズや地域の課題などを把握しながら、具体的な事業の内容を検討していくこととなります。

また、事業費の検討ということで、この交付金の場合ですと、補助率が2分の1となりますが、市の負担が発生いたしますので、その妥当性の検討や、効果なども考慮しながら、規模感も含めまして事業を組み立てて決定していくということになります。同時並行で、北海道や国などとも事前に相談しながら交付申請を進めていくということになります。例年ですと、この交付金は2月頃に申請いたしまして、4月に交付決定がされるという流れとなっております。

○白濱委員

eスポーツによるイベントや大会の誘致は、来年は札幌市の旧札幌ドーム、今は大和ハウスプレミアムドームでアジア初のeスポーツの世界大会が開催されるということで、札幌市の御担当者の方も大変期待されています。また、最近では旭川市でも官民連携で取り組むデジタル体験などの施設が整備されたということも伺っております。

そこで伺いたいします。イベントの開催や誘致について、高校のeスポーツ部や小樽青年会議所のeスポーツ大会実行委員会と情報交換していくことについて、本市の見解をお示しいただきたいのと、もう一つ併せて、eスポーツ振興の官民連携の取組の研究として、今後、セミナーの開催があれば、本市で参加してみることにしても、一緒に見解をお示しいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

eスポーツに関連しまして、情報交換ですとか情報収集していくということに関する本市の見解ということでございますが、福祉分野における効果なども期待されるほか、本市においてもイベントが開催されまして、地域コミュニティの活性化などまちづくりにもつながるという認識をしておりますので、他市の事例などを参考にしながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、セミナーの参加につきましても、この情報収集の一環として検討してまいりたいと考えております。

○白濱委員

今後も、まちづくりとしてまた福祉分野でのeスポーツの振興を願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時55分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○新井田委員

◎子育て関係施策について

私からは、先日の代表質問でさせていただきました子育て関係施策について伺ってまいりたいと思います。

入所待ち児童の解消に向けて保育士確保対策を取りながら、令和8年度のこども誰でも通園制度の実施が控える中で、来年度が重要かと考え、実施に向けての準備に備えられているとは思いますが、質問させていただきます。

まず、保育業務支援システムについて伺いましたけれども、システムの導入による効果について児童の欠席の連絡をその都度、電話で受ける必要がなくなった。また、保護者への通知を一斉送信できるようになった。また、保育士が紙の帳票に記録していた情報がデータ化されたことによって、保育計画などの作成に容易に活用できるようになったとありました。

例えば、こういった業務の軽減という部分で時間に換算してどのぐらいの負担軽減につながったかなどの可視化などはされておりますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

業務負担軽減の可視化につきましては、委員のおっしゃるような数値化というものは難しいと考えておりますが、例えば先ほどおっしゃっていただきました、児童の欠席連絡はシステムを使って受け取ることができるようになったので、電話対応にかかる時間が軽減されたなどということは目に見えて負担軽減につながったと言えるのではないかと考えております。

○新井田委員

やはりそれぞれの業務の個人差等もあると思うので、そういった部分での確認が少しでも取れているのであればというところで分かりました。

また、業務負担が軽減されることで保育士が子供を見る時間が増えるということにもつながっているのかという部分も個人的には思いました。システムに搭載されているもので、まだ具体的に活用に至っていない機能もあるということで、今後、ゼロ歳児の連絡帳機能ですとか、児童の健康や食事のチェック機能についても、今後の検討段階ということで、可能性を持っていることも答弁でいただいて分かりました。

民間の保育所等のICTシステムの導入状況についても伺ってございましたけれども、市内の認可保育所と認定こども園を対象に行った調査では、8施設で導入しているとの回答がありましたとのことでした。こちらは私立保育所等ICT化推進事業費補助金を活用した導入もあったのでしょうか。あれば件数もお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

私立保育所等ICT化推進事業費補助金を交付したのは、8施設のうちの6施設であります。

○新井田委員

やはり、こういう補助金を利用されている割合が多いのかと感じました。

また、市立保育所と同じシステムの導入もあったのでしょうか。あれば、何件あったか、分かればお示しく下さい。

○(こども未来)子育て支援課長

公立保育所で導入しておりますコードモンを導入している民間の施設は、2施設と把握しております。

○新井田委員

民間でも導入が8件という部分で、そのうち2件が同じシステムということだったのですが、システム導入によって、その効果こそなかなか民間なので押さえることは難しいかとは思ったのですが、業務負担軽減がなされてきているのかというところを感じました。

また、同じシステムを導入されているのであれば、問題点とか課題や活用方法なども情報共有して、お互いに活用を推進できるのかと感じました。

また、こういった職場の業務負担軽減の一方で、保育士の確保についてもいろいろと推進していただいていると思うのですが、本市のホームページに定期的に市立保育所の求人情報も掲載されております。また別途、民間保育所などの求人情報も掲載しているようなのですが、こういった手順で掲載しておりますでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

小樽市のホームページに民間施設の求人情報を掲載しておりますが、これを掲載するようになったのは小樽市民間保育協議会からの要望を受けまして、令和4年2月から始めたものであります。

手順につきましては、市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園からの掲載希望を随時受付しておりまして、依頼を受けましたら速やかに掲載することとしております。

○新井田委員

こういった民間の情報も、情報を更新する都度、こういった形で市が把握できるという部分は、本市にとっても各施設の状況も知れるということでなかなか大きなことかと感じました。

また、別の方向からも、小樽市保育士等人材バンクという取組も数年前から行っているようですが、こちらの制度の概要をお示してください。

○(こども未来)子育て支援課長

小樽市保育士等人材バンクにつきましては、小樽市内の保育所及び認定こども園での就労希望者を支援し、保育人材の確保を図るため、保育士・幼稚園教諭の資格を有する方及び子育て支援員研修を修了している人材を登録するものであります。

登録希望者から登録申込書兼同意書を受け取りまして、小樽市保育士等人材バンク登録者名簿に登録いたします。登録が完了いたしましたら、民間の認可保育所及び認定こども園に対して、メールで周知いたします。登録者の情報を提供してほしい施設は、市に情報提供申込書兼契約書を提出していただき、情報提供を行います。情報を受け取った施設から登録者に直接連絡して、随時採用面接等を実施していただくという流れになっております。

○新井田委員

では、この取組の近々の実績や効果というのはいかがでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

平成30年2月からこの事業を開始しておりまして、これまで延べ14名の登録がございました。

近々の動きといたしましては、本年度は保育士1名の登録があり、登録後、間もなく市内保育施設に就労が決まっております。

効果につきましては、就労希望者の要望、そして保育士を採用したいという施設の要望をかなえることに役立っているものと考えております。

○新井田委員

潜在保育士の確保策、また支援員などの人材といった部分でマッチングをしっかりと行えるというところでは、なかなか実績や効果、人数という部分ではあまり現れない難しい部分ではあるのですが、やはりこういう窓口

があり、受け口があるということで、しっかりと整えていることが大事であり、実際に就労されている方もいらっしゃるということで、人材の確保につながっているのかなということが分かりました。

また、保育士の定着確保の施策としても、小樽市保育士等就労定着支援事業を進めているところですが、令和5年度から実施してきて、御答弁では令和5年度では31名、また令和6年度では11月末時点で20名に、就労1年目支援金をお支払いいたしていると。制度を利用した方へのアンケートでも、約6割の方が現在の就労先で長く働き続けたいと思うきっかけになっているとの回答があり、就労定着への動機づけになっているということもあり、こちらの制度は、やはりこれから3年、6年と定着への制度になりますので、継続による効果を期待したいというところで思います。

また、新たな保育士確保策の検討につきましては、現在、行っている就労定着支援事業の効果検証を行うとともに、国の支援策の動向や他都市の事例などを参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えておりますとの答弁もいただいております。この国の支援策という部分では、保育士確保の支援策として把握しているメニューはありますでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

国が実施する保育人材確保事業といたしましては、保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士や保育事業者等への巡回支援事業など、また、実施主体は北海道になりますが、保育士修学資金等貸付事業などがあります。

○新井田委員

こういった国からのメニューもあるということで、しっかり御検討もされているかと思いますが、今は就労定着支援を進めている段階ということをお答えからいただいております。また、今後、新たなそういったメニューなども出るかもしれないので、都度検討はしていただくとは思いますが、そこもお願いしたいという部分であります。

他都市での保育士確保策の事例については、今後、参考にしていきたい事例など情報などはありますでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

他の自治体の保育士確保策につきましては、北海道から各市町村で実施している保育士確保策等について一覧表の形で情報提供をいただいております、発行しているところです。参考にしたい事例につきましては、今のところは具体的には挙げられないのですが、一通り他都市の事業の内容等確認しながら本市の事業として取り上げられるかどうか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○新井田委員

しっかり情報が来ているということで安心しました。

様々な方向で窓口を設けながら保育士確保策を推進していたり、その中で、こども誰でも通園制度の実施年度が近づいてくるのですが、来年度は実施の準備の期間として捉えております。

準備として先立って、この本年6月に市内の民間保育所、認定こども園・幼稚園の施設長に対して意向調査を実施したとありました。こちらはどのようにして意向調査を行いましたでしょうか。よろしければ内容もお聞かせください。

○(こども未来)子育て支援課長

意向調査の内容等につきましては、民間の認可保育所が12施設、認定こども園が11施設、幼稚園が7施設、計30施設を対象に実施の時期や実施の形態、受入れできる児童の人数、給食の提供ができるかどうかなどについて回答票に記入していただく方法で、メールで実施したところであります。

○新井田委員

ここが重要だと思うのですが、この意向調査の結果、事業者は本制度についてどのように捉えておりましたでしょうか。また、受入れできそうな施設というのは把握できましたでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

意向調査の結果につきましては、6施設から実施してもよい、また、2施設から検討の余地がある回答をいただいたところであります。それ以外の御意見につきましては、やはり入所待ちの児童もいる状況で実施が難しいという回答もいただいているところであります。

○新井田委員

6施設あるということで、今の段階ではあると思うのですが、そこも大事なことだと感じました。

まだ令和8年度の本格実施に向けて国の議論ですとか、試行的事業をしている自治体がある中でなのですが、制度として固まってきて、本市としても、国からの通知を注視している状況にあると思われます。先日の答弁でも、現時点で得られている情報を基に準備の想定もされているところであると分かりましたし、本市の推進する保育士確保策の観点でも、こども誰でも通園制度は大事になってくるのかというところで感じている部分であります。

現時点で国が示している、こども誰でも通園制度の人員配置の基準というのはどうなっておりますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

現時点では、今年度実施されております、試行的事業の実施要領で示されておまして、その中では、職員の人員配置基準につきましては、ゼロ歳児については保育従事者1名につき児童3名、1、2歳児については、保育従事者1名につき児童6名という基準になっております。

○新井田委員

それでは、実施に向けて、本市の子供の定員数は何名を想定されておりますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

定員数の想定につきましては、利用見込みの想定について現在、令和7年度からの施行に向けて策定を進めております第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画（案）の上では、こども誰でも通園制度の利用料の見込みとして、受入時間数と未就園児、保育所等を利用していない児童の数をういしました国の手引に基づく算定方法で、令和8年度はゼロ歳児で9名、1歳児で7名、2歳児で8名と推計しております。

ただ、具体的な定員につきましては、今後、国から示される令和8年度の本格実施の内容等に従いまして、受入可能な人数等を各施設と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○新井田委員

お聞きした配置基準ですとか、定員数の想定の中で、今の段階でしっかりと想定されているということが分かりました。

おのずと保育士の人数もある程度想定できるところかなと感じましたし、細かい部分ではまだこれから国から示される本格実施に向けての内容にもよるとは思うのですが、時間としてやはり少なくなっているかと個人的に私は感じていたもので、今後も国で決まったことに対する反応速度も大事になってくるのかなと感じました。

冒頭で伺った職場改善につながるICTシステムの導入による業務負担軽減や導入に伴って、利用者の利便性の向上も感じております。また、就労定着への動機づけにもなっている保育士等就労定着支援事業、また、市のホームページにもしっかりと市立保育所ですとか民間保育所の求人情報の掲載、また、人材バンク等の取組が本当に多方面で推進をいただいている中で、今後も取り組むべきは、この保育士確保の課題になっていく、また、それを続けていくことは、解決にもつながっていくのではないかなと考えます。

来年度の準備が大事になってくるかと考えますけれども、本市の子育て世代により制度として開始できるように私自身も保育士確保策など、また、こども誰でも通園制度についても勉強しながら議論していきたいと思っております。

○橋本委員

◎児童虐待防止について

私からは一般質問に引き続き、児童虐待防止について少し掘り下げて質問したいと思います。

令和4年度の決算特別委員会で、当会派の秋元議員が児童虐待について質問しまして、令和3年度までの5年間の児童虐待の相談件数というのもお聞きしています。

そこは改めて聞かずに、本日は令和4年度と5年度の相談件数と、そのうち実際に虐待と認定された件数をお示しいただけますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

児童虐待相談件数につきましては、令和4年度は129件、令和5年度は85件となっております。

○橋本委員

これが実際に虐待と認定された件数と認識してよろしいでしょうか。

続いて、児童虐待の防止に関する法律で四つの分類に大まかに定義されているのですが、改めて児童虐待の定義を御説明いただいて、令和4年度と令和5年度に、児童虐待と認定された数を各分類に分けてお示しいただけますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

児童虐待の種別につきましては、身体的虐待といいまして、親から身体的なたたきといった暴力を加えた場合。性的虐待といいまして、保護者が子供に対して触るとか、性的行為を見せるといったこと。心理的虐待といいまして、子供の精神面を傷つけるような行為、例えば、夫婦げんかを子供の目の前ですることなどがあります。ネグレクトといいまして、放任となりますが、例えば、子供が熱を出しても病院に連れていかないですとか、食事を作らないといったことがあります。

件数につきましては、令和4年度は、身体的虐待が21件、性的虐待が3件、心理的虐待が78件、ネグレクトが27件となっております。令和5年度は、身体的虐待が24件、性的虐待がゼロ件、心理的虐待が45件、ネグレクトが16件となっております。

○橋本委員

では、この数字から見て本市での傾向といいますか、対応策などを考える部分もあるかと思うので、その辺の見解などがあればお示しいただけますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

昨年度としては、件数は減少したのですが、子供の目の前で夫婦げんかを行うという心理的虐待が依然として多く、半数以上を占めている状況があります。

○橋本委員

心理的虐待というのがどういった相談経路で来ているのかというのも、なかなかこの辺は見分けづらいというところもあると思うのです。

事務執行状況説明書の家庭児童相談等の相談件数の欄には、相談経路で児童相談所の数というのも出ているのですが、それも令和4年度と5年度でお示しいただけますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

相談経路といたしましては、令和4年度は児童相談所から105件、市の関係部署から2件、保育所・幼稚園等から2件、学校から13件、家族から3件、近隣住民から2件、児童本人から2件となっております。

続きまして、令和5年度につきましては、児童相談所から70件、市の関係部署から3件、保育所・幼稚園等から1件、学校から8件、その他どこにも分類できない相談経路が3件となっております。

○橋本委員

令和4年度の本人から2件というのが、実は私はすごく驚いていて、子供になると思うのですけれども、本人がきちんとそういった支援先につながる知識があったということが分かるので、恐らく学校とかでもきちんと勉強と
うか、指導というのがある程度されているのだろうというのも少し感じました。

相談経路が様々ある中で、やはり児童相談所から来る場合も非常に多いわけですが、先ほど私は、秋元議員が聞いたデータというのは特に読み上げませんでしたが、令和4年度の129件とあまり変わらない数字が推移している感じで大体100件前後、多い年で令和3年度に139件という年もありましたけれども、その中で85件と少し下が
ってきているのはどのような要因が考えられるか、お示しいただけますでしょうか。

○(こども未来) 山谷主幹

令和5年度に児童虐待相談件数が減少した要因につきましては、様々な要因があると思われまますので、特定までには至っておりません。

○橋本委員

少し分かりづらい部分かと思いますが、数が減っているのはとても喜ばしいことではあるのですけれども、この数をいかに減らしていくかというところが、まず一つなのかと思うし、この85件は決して少ない数ではないとは思
うので、この数字が今年度か来年度以降にどう推移していくのかということも注視していきたいと思います。コロナ禍では、一般的に外に出られなくてDVが増えたというのはニュースなどでもよくあったので、そういった理由もあるというのは想像します。

続いて、令和4年度と5年度の児童虐待の相談件数なのですが、児童の年齢別にどのようになるか、お示しただけま
すでしょうか。

○(こども未来) 山谷主幹

年齢別の件数につきましては、令和4年度はゼロ歳から2歳は25件、3歳から5歳は22件、6歳から12歳は57件、13歳から15歳は16件、16歳以上は9件となっております。

続きまして、令和5年度につきましては、ゼロ歳から2歳は19件、3歳から5歳は16件、6歳から12歳は36件、13歳から15歳は12件、16歳以上は2件となっております。

○橋本委員

まず、全国的に乳幼児の虐待の相談件数というのが比較的多いと言われてはいますが、この数字を見ても、やはり就学前の子供と小学生が多い傾向は数字から読み取れます。

この中で実際に保護された子供はいらっしゃったのでしょうか。

○(こども未来) 山谷主幹

実際に児童虐待が発生し、親と一時的に離れるため保護しなければいけない件数というのはもちろんありました。ただ、件数については持ってきておりませんのでお答えできないですが、実際に事例としてはあります。

○橋本委員

今回の一般質問で私が質問しました内容は、児童相談所への全国共通ダイヤル189の周知というのが一番やりやすい方法でもありますし、印象に残していくということが大事なのかと思います。

実際に子供の人数が減っていて、近所に子供がいらないというお宅も最近は非常に多いと思う中で、そういったことを意識づけするのは、逆にすごく難しいことではあるのですけれども、こういう189という、変な言い方ですが、少しキャッチーなアイテムを使うというのは、入り口として非常に効果があるのではないかと思います。

全国共通ダイヤルが10桁から189の3桁になったのが平成27年で、令和元年には通話料も無料になった経緯を見ても、やはり通報するシステムというのは非常に重要になっているというのもよく分かるのです。一般質問でも申し上げましたが、多くの子供がDVによる危険や恐怖にさらされながら暮らしているというのが、児童相談所

の相談件数の半数が警察によるものというところからも少し見てとれる。実際に、支援に直接つながっていない潜在的に怖い思いをしている子供もきつというのだろうというのはここからも読み取れます。

小樽市も様々な支援を学校や病院、警察等とも連携しながら、小樽市要保護児童対策地域協議会などもありまして、もちろんしっかりやったださっているという印象ではあるのです。ただ、小樽市でつくった児童虐待防止対応マニュアルの冒頭にもあるような発生の予防というの、もちろん大事になってくるわけで、ここをいかに市民に我が事として捉えてもらえるかというところのPRが、まずは大事なのかと思います。実際に虐待を受けて保護されている子供もいるということなので、ぜひとも何らかの形で力を入れていただきたいと思っています。

この後に質問することにも連動するのですけれども、ウイングベイ小樽に保健所やこども家庭センターが、今、移転して、そこでのPRというのが今後、期待されるところなのです。こども家庭センターで仮に189などのPRをする場合、ウイングベイ小樽のほかの店舗などに協力してもらうなどの企業との連携もするべきではないか。こども家庭センターのある場所に用事がある人以外も来られるようなきっかけにもなるのではないかとと思うのです。

189は通報件数を増やすということだけではなくて、189が広がることで抑止力にもなるのではないかとすごく思います。近所に目があるのだということが、浸透していくというのがすごく必要かと思います。

先に言いましたけれども、ウイングベイ小樽のほかの店舗との協力、企業との協力というものはどのようなものが考えられますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

189のPRのことにつきましては、今後、市と包括連携協定を提携しております法人ですとか企業などと協力するなど、市民の方がこども家庭センターに足を運んでいただけるような取組を検討してまいりたいと考えております。

○橋本委員

◎HPVワクチンについて

続いて、HPVワクチンのことで質問をします。

今年度は、はがきを2回出したことで、初回の接種者数が前年度の同時期の5倍となったという御答弁をいただいて結果が出たと、私がいろいろ質問する中ですごくうれしかったと思います。

5倍といいましても、実際に人数がどれぐらいなのかというのを令和5年度と6年度で数字を比較したいので出していただいて、これに対して、1回目と2回目にどのような手応えの違いがあったかというのも説明していただけますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

キャッチアップ接種者のうち初回接種者でお示いたしますと、令和5年4月から10月の接種者数が99人でございまして、令和6年4月から10月では555人となっております、前年比で5.6倍という数値となっております。

そして、はがきの1回目と2回目の手応えの差ということでございしますが、2回目のはがきではナッジ理論に基づきまして自己負担額が増えるということですか、お勧めの接種スケジュールや実施医療機関の一覧表を載せまして、具体的に行動に移しやすいように工夫しております。

正確な件数は記録しておりませんが、2回目のはがきの送付後から市民からの問合せが格段に増えたという印象を受けてございまして、実際に、保健所の窓口接種に必要な証明書を取りに来られる方も2回目のはがきを持参されてくる方が多かったので、大きな効果があったのではないかと感じているところでございます。

○橋本委員

この結果をもって、ほかの健診などにもしっかり利用していただきたいと思います。

一般質問で、市長に直接発信することについても御答弁いただきました。再度、確認したいのですが、発信に関しては、ただの制度のお知らせではなくて、市長自身の思いをしっかり乗せて伝えていただけるものと私は御答弁から感じたのですけれども、最後にそこを確認させてください。

○市長

私からの情報発信についてのお尋ねですが、ワクチンを接種していない方というのは、大きく分けて、まず、制度を知らない方がいると思います。それからもう一つは、副反応なり、副作用を心配される方もいらっしゃるのではないかとはいっているのです。

ですから、制度を知らない方についてはもちろん制度をPRしていかなければいけません、副反応なり、副作用を心配される方に対しては、年間3,000人以上が子宮頸がんで亡くなっているということです、やはり接種をすることのリスクに比べて、接種をしないことのリスクがとて大きいのだということをしっかりと訴えて、まず動機づけをしていくということが一つ必要だと思っていますので、その点は周知していきたいと思っています。

それから、先日、ウイングベイ小樽で、小樽商科大学と北海道大学との間でオアソビプロジェクトという行事が行われていました。その中で子宮頸がんワクチンの接種についてのコーナーもありまして、大学の担当者の方とお話もさせていただきました。当人もそうですが保護者の方で副反応、副作用を心配されている方もいらっしゃるということで担当者の方がお話しされていたので、やはり幅広くPR、周知をしていくということも必要だと思っています。そういった観点で、市長として情報発信していきたいと思っていますし、その具体的な内容につきましては、保健所とも十分協議をさせていただきながら上手に情報発信できればと思っています。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎報告第1号専決処分報告について

まず、報告第1号専決処分報告について伺いたいと思います。

今回、衆議院議員選挙で5,747万円が計上されています。これまでも選挙の投票に關しての質問をしてきましたが、市民からの要望もありましたので、改めて伺いたいと思います。

10月27日の衆議院議員選挙の投票率は、小樽市は約53%と、北海道の投票率と比べても低い状況がありました。

選挙の啓発活動として、昨年から今年にかけて行った取組についてお知らせください。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の衆議院議員選挙での啓発といたしましては、歩道橋に横断幕を設置したり、市役所や各サービスセンターに看板を設置したり、市の施設や商店街などに選挙啓発ポスターを配布したりといった啓発を行いました。また、平常時、選挙のないときにおきましては、出前講座や18歳になった新有権者に、はがきを送付するなどの啓発を行っています。

○高野委員

出前講座ということなのですが、出前講座や模擬選挙を実施されたところはあるのかについてはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

出前講座ですが、昨年度でいいますと小樽桜陽高校や小樽双葉高校、小樽明峰高校で出前講座を行っています。

○高野委員

その中で、もし感想などを聞いていましたらお聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

昨年度の第2回定例会で委員から御指摘があった以降、出前講座を行った際にはアンケートを実施するようにしておりまして、感想を伺っております。その中では、選挙を実際に目の前で見ることができて分かりやすかったなどの感想をいただいております。

○高野委員

全国的に若い方の選挙の投票率が低いという状況があるのですが、本市ではどのようなになっているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

本市の一部の投票所で年齢別の投票率を出しておりますが、市全体の投票率が約53%のところ、10歳代で約40%、20歳代前半で約29%、20歳代後半で約36%と、ほかの年代に比べても低いものとなっております。

○高野委員

やはり若い年代の方が低い状況にあるのかと思います。

先ほどアンケートの中でも言われていましたけれども、選挙を身近に感じてもらう取組として、先ほどお話があった高校での出前講座というのは、いい取組なのではないかとは思っています。

昨年、質問したときには、選挙の出前講座を積極的に高校などに周知していきたいということでしたけれども、どのように周知されてきたのかを伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

出前講座の周知でございますが、令和5年8月に市内の全部の高校に対して、出前講座の実施について御検討いただくよう案内文書を発送いたしました。その結果、これまで申込みが1校であったところ、3校となっております。

○高野委員

効果があったのかとも思うのですけれども、10年前は年に4校で出前講座をしたということもあると思うので、そのときと比べるとまだ少ないのかと思うのです。

定期的にしっかり案内するということをして、学校で出前講座を増やすということはできないのだろうかと思うのですけれども、その考えについて伺いたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

出前講座につきましては、申込みを受けての実施となりますので、今後も継続的に周知を行う中で、申込数が増えるような取組を行ってまいりたいと考えております。

○高野委員

本市では出前講座のほかに、先ほどお話があった啓発はがきの送付ですとか、街頭での啓発物などをやっていると思いますが、今後、新たに取り組まれる啓発活動があればお知らせください。

○選挙管理委員会事務局次長

これまで行っている出前講座や選挙時の街頭啓発などを引き続き行ってまいりたいと考えており、新たな活動につきましては、他市との情報交換などを行っていく中で効果的なものがあれば取り入れてまいりたいと考えております。

○高野委員

静岡県の静岡市選挙管理委員会では、静岡市選挙サポーターというのを募集して、毎年のように大学生や高校生の選挙サポーターが作成した選挙啓発冊子、選挙の取扱説明書というのを各区役所に置いていたりとか、市内の高校3年生に配布する投票率向上対策というのを行っています。

本市でも投票率の向上に向けて、他都市の状況を見たいという話もありましたけれども、特に学生ですとか、若い方が関わるような選挙啓発の取組を行っていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、これまで行っている出前講座、選挙時の街頭啓発などを引き続き行っていきたいということとともに、新たな活動については、他市との情報交換の中で効果的なものがあれば取り入れてまいりたいと考えております。

○高野委員

今回の選挙の中でも、市民から選挙ポスターの公営掲示板が減っているという声や、周りに掲示板がなかったということで選挙を知らなかったという声もありましたので、お聞きしたいと思います。

10月27日の衆議院議員選挙での市内のポスター掲示場の数について、まずお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の10月に行われた衆議院議員選挙でございますが、ポスター掲示場の数は193か所となっております。

○高野委員

193か所ということだったのですが、前の2023年4月の統一地方選挙のときはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

昨年4月の統一地方選挙のときのポスター掲示場の数は227か所となっております。

○高野委員

前回の選挙と比べても、34か所が減っているという状況が分かりました。

2014年の衆議院議員選挙では342か所あったわけですから、やはり10年前と比べても149か所も減っているという状況があります。

この10年間の中で見ても、今回の34か所の削減というのはかなり大きな削減だったのではないかと思いますので、どのように感じていますか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会といたしましては、令和5年4月の統一地方選挙の数を維持したいと考えておりましたが、今回の衆議院議員選挙では、解散から公示日までの日数が極端に短く、設置業者から、前回どおりの数では人員や資材の確保などの関係で間に合わないという申出がありました。そこで、選挙管理委員会としては、やむを得ず数を減らしたものです。

今後については、単価の動向を見ながら、統一地方選挙の数を維持するように努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

短い期間ということもあって大変だったのかとも思うのですが、住民の方から、今回、削減された場所は蘭島や塩谷など北西部地域が多いのではないかという声もありましたが、実際はどうだったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

ポスター掲示場の削減ですが、全体のバランスを考慮して、各投票区で1か所程度を減らすようにしておりますので、どこかに偏って減らすようなことにはなってございません。

○高野委員

以前、設置箇所のことを聞いたときに、減らすという場合は看板が強風で倒れたりした場所とか、人通りが少ない場所ということもおっしゃっていましたが、今回もそうだったのかという確認と、また、人通りが少ないというのは何かを基準にして行っているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の削減につきましても、人通りと、以前、事故というか風で倒れた場所を中心に減らしておりまして、削減に当たって数値的な基準というものは特にございません。ほかの設置箇所と比べて、そこがどうなのかということ

を基に判断しております。

○高野委員

今回、衆議院議員選挙のポスター掲示の単価というのは1か所当たりどうなっていたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回の衆議院議員選挙のポスター掲示場でございますが、設置委託料を単純に設置箇所数193か所で割り返しますと1か所当たり4万868円となり、前回の令和3年の衆議院議員選挙と比べますとおよそ2倍となっております。

○高野委員

かなり高くなっているのだと思います。公営ポスターの掲示板は、材料費や人件費などの高騰により、国や北海道の委託費の範囲内で選挙を執行するというので、前回、聞いたときには、なかなか増設は難しいという御答弁もありましたけれども、やはりこのままでは減るという状況です。

選挙というのは、国民が政治に参加して、主権者として意見を政治に反映する最も重要な機会となっており、公営掲示板を減らすということは住民の権利を保障できなくなってしまうということにつながってしまいます。

昨年、質問したときには、財源確保は全国市区選挙管理委員会連合会を通じて国に要望していくという御答弁でしたが、その後、要望というのはされたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会としては、会議の場などを通じて、課題として上げているところでございますが、先ほどの全国市区選挙管理委員会連合会という団体から国に対して、ポスター掲示場の経費増額に特化した要望には、残念ながら至っておりません。

○高野委員

至っていないということだったのですけれども、私は団体としての要望も必要だと思いますし、2022年には、東京都八王子市や札幌市などの九つの県と市が、国に対して総務省宛てにポスター掲示に関する経費の基準額を実態に合うように見直しをしてほしいという要望も提案していますので、市としても、やはりこういった要望を小樽市独自ではなくても、ほかの自治体と協力しながらでも国に要望していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙に関する国に対する要望なのですが、あくまで市単独ではなく全国市区選挙管理委員会連合会という団体を通じて行っておりますので、小樽市としても、今後も団体を通じた要望を行ってまいりたいと考えております。

○高野委員

様々な機会で、ぜひ言っていたきたいと思います。

◎議案第17号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第17号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案についてです。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案が出されています。

この条例案の改正内容の説明と道営住宅を市営住宅高島住宅にすることになった理由についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

まず、今回の条例改正案の改正内容ですが、道営住宅高島団地2棟を新たに市営住宅として管理するものであります。公営住宅の戸数合計を2,812戸から2,876戸、そして市営住宅の戸数総計を3,002戸から3,066戸に変更するものです。それと併せまして、高島住宅駐車場の駐車区画数を109区画から168区画に変更するものであります。

この改正案の理由といたしましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画というのがございまして、高島地区の市営住宅につきましては、祝津住宅を用途廃止して高島住宅に集約、建て替えということで位置づけしております。

高島地区には道営と市営が混在しておりまして、建て替えを行うには、事業主体を変更することで道営住宅高島団地と一体的な整備が可能となりますので、本市の効率的な住宅行政の推進ということで有効であることから、今回、北海道と協議を行いまして事業主体の変更を行うものでございます。

○高野委員

今、数もおっしゃっていただいたと思うのですが、改めて聞きますが、2棟の道営住宅の管理戸数、入居戸数、駐車区画をお知らせください。

○(建設)建築住宅課長

まず、道営住宅高島団地の51-1棟につきましては、管理戸数が24戸、入居戸数が11戸、駐車場区画数が22区画です。もう1棟の52-1棟につきましては、管理戸数が40戸、入居戸数が19戸、駐車場区画数が37区画で、二つ合わせまして、管理戸数は64戸、入居戸数が30戸、駐車区画数が59区画となります。

○高野委員

では、市営住宅高島住宅の管理戸数と入居戸数と駐車場区画数をお知らせください。

○(建設)建築住宅課長

高島住宅は4棟ございまして、それぞれ管理戸数、入居戸数、駐車場区画数を順にお知らせいたします。

まず、52-1棟は、管理戸数が40戸、入居戸数が23戸、駐車場区画数が41区画。52-2棟は、管理戸数が50戸、入居戸数が33戸、駐車場区画数が30区画。52-3棟は、管理戸数が30戸、入居戸数が17戸、駐車場区画数が19区画です。53-1棟は、管理戸数が30戸、入居戸数が18戸、駐車場区画数が19区画。これら4棟を合わせますと、管理戸数が150戸、入居戸数が91戸、駐車場区画数が109区画になります。

○高野委員

では、道営の2棟が市営に加わった場合、市営の管理戸数と入居戸数、駐車場区画数はどうなりますか。

○(建設)建築住宅課長

これらの道営が市営になった場合の合計、今の現状の市営と合わせますと、管理戸数は214戸、入居戸数は121戸、駐車場区画数は168区画となります。

○高野委員

道営住宅が市営に変わるということで、既に道営住宅に住んでいる方に対しては、市営に変わることで不安に思ったりとか、知らなかったということがないように、やはり丁寧に説明する必要があると思います。

11月20日には、住んでいる方に説明会を開催されるというお話を聞いていましたが、説明会に参加できなかった方に対しても、直接会うなどして丁寧な説明がしっかりされているのでしょうか。

○(建設)建築住宅課長

まず、説明会に参加されなかった方々への対応ということでございますが、説明会に参加されなかった世帯数としては17世帯ございました。その方々への対応ですが、説明会の翌日21日に、説明会の資料と入居関係書類の玄関へのポスティングを行ったところです。

一応、ポスティングした後に、日を改めて27日と29日の2回、戸別訪問を行ったところでございます。在宅が9世帯ありまして、9世帯の方々に説明しまして、了承をいただいたところです。

また、27日、29日に会えなかった8世帯につきましては、29日の訪問時に不在連絡票の文書を投函しまして、配布資料の御不明な点などがありましたら市に連絡してほしいという一文を投げかけています。これらの8世帯につきましては、今後、引き続き連絡を取って、また丁寧な説明で対応していきたいと考えてございます。

○高野委員

説明会ですとか、訪問されたときにこういった声があったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

主にですけれども、質疑の中では、現状の部屋の傷み具合につきましては、市営住宅になっても対応していただけるのかというお話がございました。また、高島地区の建て替えの計画についてはどうなっているのかということのお話もありました。それらについては説明しまして、御理解いただいたというところでございます。

○高野委員

道営から市営に変わること、駐車場の料金が変わる方もいるというお話も聞きましたけれども、入居者からは、そういった不安の声はなかったということでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

その辺について、大きな不安の声ということは特段なかったと理解しています。

○高野委員

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の中では、令和12年度以降、祝津住宅を廃止するという予定になっていますけれども、現在の祝津の市営住宅の管理戸数と入居戸数はどうなっているのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

祝津住宅につきましては13棟ございまして、管理戸数は450戸、入居戸数は282戸となっております。

○高野委員

祝津住宅は13棟ということで、市営住宅の中でも入居者が多いと思うところなのですが、今回、道営住宅2棟が高島住宅に加わって管理戸数は少し増えたのですが、それでも祝津の市営住宅を高島に集約できるキャパシティにはならないのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

現状、祝津住宅の入居戸数は全部が埋まっている状況ではありません。また、祝津住宅の高島団地への集約、建て替えにつきましては、令和12年度以降ということもありまして、全体的な傾向としまして現状の入居戸数からも減少することが考えられると思っています。

今回の道営を市営に事業変更することで建設敷地ということでは確保することができますので、集約、建て替えは可能ということで考えてございます。

次期計画の策定の際に、建て替えの順番ですとか、整備戸数などの具体的な内容について検討してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

管理戸数が450戸で、入居戸数がそれよりも少ない状況があります。しかし、以前も言っていますけれども、祝津住宅に住んでいる方もおっしゃっていましたが、空きがあるけれども、結局、修繕されていないから募集しないということもあって、やはり入居戸数が少ない状況もあるのだと思いますし、市営住宅というのは、災害も含めて住宅に困っている方に対して必要な役割があります。そういったことを考えても、今の全体の管理戸数は3,066戸ということで、今後の計画では1,066戸削減という状況があるのですが、削減ありきで進めていくのは大変問題があると思います。

先ほど言ったように、空き戸数を増やすことなく、空きができたらしっかり修繕して必要な方に提供していくことは本当に必要だと思いますので、改めてそういったことをしっかり行っていただくように申し上げます。

◎議案第1号令和6年度小樽市一般会計補正予算（新幹線）について

次に、補正予算の説明の中に新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費、繰越明許費ということで3,023万9,000円が掲載されていますけれども、繰越しとなった理由についてお知らせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

繰越しの理由についてでございますが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構で現在実施しております

新小樽（仮称）駅の駅施設の実施設計業務の履行期間が令和7年11月までに延期されたことに伴いまして、その設計と調整が必要な本市発注の駅附帯施設実施設計業務についても、履行期間を延長することによる繰越しを行いたいと考えているところでございます。

○高野委員

延期になった理由というのは、新幹線の開業が延期になったというのが占めているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

現在、鉄道・運輸機構が検討しております開業時期の延期に関するものとは、関係ないと聞いているところでございます。

○高野委員

関係ないということだったのですけれども、鉄道・運輸機構から実施設計業務の延期を出されたということなので、延期した理由については何か聞いていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

鉄道・運輸機構からは、駅施設の実施設計業務の延期の理由につきましては、新小樽保守基地の建屋内の設計追加などが行われたためと聞いているところでございます。

○高野委員

第1回定例会では、新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費が5,750万円ということで計上されていたのですけれども、その中の新小樽（仮称）駅附帯施設実施設計業務のみ繰越しになったということでよいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

委員の御指摘のとおりでございます。

○高野委員

附帯施設の委託が延びて、令和7年11月まで延期となっていますけれども、さらに履行期間が延びる可能性というのはあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

委託業務を進めていく中で変更要因が発生する可能性はございますけれども、現段階では令和7年11月までと考えているところでございます。

○高野委員

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の中でも提示されていたと思うのですけれども、附帯施設のレイアウトについても伺いたいと思います。

トイレ以外にこういったものを配置する予定となっているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

駅附帯施設のレイアウトについてでございますが、トイレ以外ということで待合施設や物販施設、観光案内所などの配置を想定しているところでございます。

○高野委員

今後レイアウトの大きな変更というのはあるのか、それとも、今お話しした内容のものが主に設置されるという方向でいいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

現在、検討しているレイアウトにつきましては、市が考えているレイアウトでありますことから、当該施設を運営する事業者が決まった段階では、事業がしやすいように変更となる可能性はあるものと考えているところでございますけれども、大幅な変更については想定していないところでございます。

○高野委員

先ほどレイアウトの話を聞いたところ、物販施設ということもあったと思うのですが、こういったものを考えているのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

先ほど答弁申し上げました想定している物販施設についてでございますが、待合施設や新幹線車内での飲食物やお土産などを購入することができる施設を想定しているところでございます。

○高野委員

先ほども少しレイアウトについて聞いたのですが、トイレだけではなくて待合所、レイアウトを見ますと自販機コーナー、今の物販施設、コインロッカーなどいろいろあるのですが、市が駅内にここまで設置をしなければいけないのかとても疑問ではあるのです。ほかの自治体でもこういった駅の附帯施設を設置しているものなのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室長内主幹

ほかの自治体の事例ということでございますが、令和6年3月に開業いたしました北陸新幹線の事例では、小松駅の高架下に施設を設置しておりまして、ほかの駅でも地元自治体で都市施設を設置しているという状況でございます。

○高野委員

どちらにしても、以前、テナント募集をかけたらほとんどなかったという結果もありましたし、新幹線が通ったとしても、どれだけ利用があるか分かりません。今回、繰越しという委託の部分ですが、実際に工事に入るとなったら、さらにお金がかかることにもなります。

やはり、まだ見通せない部分が多いところもありますし、いろいろともう問題が出ている新幹線に市民の税金をつぎ込むということはやめるべきだと申し上げます。

◎小樽市勤労青少年ホームについて

次に、小樽市勤労青少年ホームについて伺いたいと思います。

現在の利用登録状況はどうなっているのか、お知らせください。

○(生活環境)勤労青少年ホーム館長

令和5年度の青少年の登録人数は355人になります。

○高野委員

現在、バレーボールですとか、バドミントンなどのクラブが月曜日から土曜日まで利用していると思うのですが、そのほかに講座などのイベントで利用する方もいます。

施設の利用状況は、勤労青少年と一般利用は何人ぐらい年間で利用されているのか、どうでしょうか。

○(生活環境)勤労青少年ホーム館長

令和5年度の利用者人数につきましては、勤労青少年が1,855人、一般利用者が8,719人、合わせて1万574人になります。

○高野委員

年間1万人を超えているということで利用が多いと思うのですが、当然、車で来られている方もいらっしゃると思います。先日、施設を利用された方から、駐車場を利用するときに大きい車も増えてきて、特に冬場は止めづらいという話も聞かれます。駐車場のスペースを少し確保できないのだろうかという相談もありました。

駐車場は何台利用できるのか、冬期間についても台数をお知らせください。

○(生活環境)勤労青少年ホーム館長

駐車スペースなのですが、小樽市勤労青少年ホームの駐車場は、夏場は約18台の駐車が可能ですが、

冬は大体七、八台になります。

○高野委員

夏は18台なのだけでも、冬になると7台から8台ということで、かなり駐車スペースが少なくなってしまうのかと思うのです。

以前もお聞きしたことがありまして、冬期間の駐車スペースについては問題意識を持っているというようなお話もありました。しかし、今お話を聞いてもなかなか増えていないのかと思うのです。探したりもしたけれども、現状は駐車場の確保に至っていないということでよろしいのでしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

おっしゃるとおり現状、冬場は七、八台であり、駐車スペースは増えてはおりません。

○高野委員

体育館から雪が落ちるということもあって、新しいところを確保するというのもなかなか難しいのかとはすごく思うところなのですが、今後も利用者の声を聞いて、引き続き駐車場の確保ですとか、小まめに除雪をするとかしいていただきたいと思いますが、その辺を最後に聞いて終わりたいと思います。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

全ての日で駐車スペースが不足しているということではないので、そのために近隣に駐車場を借りたりすることは費用対効果の面からも大変難しいものと考えております。

現在は、近隣駐車場として市役所の駐車場を案内することがあるのですが、市役所も小樽市勤労青少年ホームからはそんなに近くはなく、市役所の駐車場も、冬期間はやはり雪置場にもなって手狭になるために、可能な範囲で相乗りでお越しいただくように利用者の皆様にはお願いしているところです。小樽市勤労青少年ホームとしても、できるだけ駐車スペースを確保できるような除雪をしていきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎児童死亡事件について

私からは代表質問に引き続きまして、本年10月に起きました児童の死亡事件に関して、この場でも伺ってまいります。事件の経緯やこれまでの対応状況、そしてこれからの策についてお聞きするものです。

まず、本件は性質上、公表されている事実も限定的であるため、報道各社の内容も参考にしながらこの事件を取り巻く状況について少し述べますので、以降、市の把握している情報と差異があれば、御答弁の折、御指摘ください。

そして、この質問でいう事件というのは、本年10月に本市の小学生女児が亡くなって、暴行の痕が見られたことから警察が事情聴取した結果、傷害致死の容疑で母親が逮捕された、これを指すものと申し上げます。

まず、亡くなられた児童及び保護者と本市の関わりについてです。

2023年12月4日、母親が、市のこども家庭センターに電話にて子供が1週間ぐらい欠席していて心配であるという旨の相談があったと。そして、相談を受けたこども家庭センターから、女児の通う学校にも共有したということです。

また、報道によると、その後、2024年4月に入ってから当該児童は不登校ぎみになったことから、学校では複数回の家庭訪問を行ったが、その家庭訪問の際に父親に断られ、本人に会うことがかなわなかった。その後、10月15日、16日には登校して、翌日、17日から18日の間で事件が起こったと目される。

この経緯に相違点はあるのかどうか、まず確認させていただきます。

○（教育）学校教育支援室長

学校からの報告に基づき、今年度に入ってから経緯について説明させていただきますと、学校は欠席していた児童に対して、家庭訪問や電話連絡を行うなどして父親を含めた保護者にお会いしており、また、父親に断られたということではなく、保護者から当該児童の体調不良等である旨の説明を受け、本人と直接会うことはできておりませんでした。

しかしながら、学校が保護者との良好な関係を保ちながら真摯に対応し、登校に向けた働きかけを行うことで10月15日火曜日と16日水曜日に、当該児童は通常どおりに朝から登校することができておりました。

学校は、10月18日金曜日に警察からの連絡によって当該児童が亡くなったことを把握したという経緯になっております。

○高橋委員

今の御答弁の中で、父親だけではなく母親とも接触といいますか、連絡等を取っていたということです。

次に、2023年12月4日、母親から不登校に関する相談がこども家庭センターにあったという点についてですけれども、それ以前には、亡くなられた女兒に関して市のこども部局などへ相談等はなかったのか、あるいは相談が来ていたとすれば、どのくらいこの家庭との面談、相談を行っていたのかということに関してお聞きできますでしょうか。

○（こども未来）山谷主幹

相談につきましては、以前にはございませんでした。

○高橋委員

次に、児童が長期間不登校であって、学校側が家庭訪問や連絡したと先ほど御答弁もいただきましたけれども、様々な理由があって児童には直接接触できていなかったということです。その際に、保護者から、もう少しで登校するという説明を受けたということも伺っています。

その際のやり取りとして、本人に直接接触できない理由というのは、先ほど体調不良というお話もあり、おっしゃっていただいたことが全てなのかもしれませんけれども、もう少し御説明いただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室長

学校と保護者とのやり取りにつきましては、プライバシーに関すること含まれており、全てをお答えすることはできないのですが、保護者からは、もう少しで登校するという説明を受けていただけではなく、体調不良等の理由により会うことができない旨の説明を受けていたと、学校から報告を受けております。

○高橋委員

それでは、もう少しで登校すると聞いてから、どの程度の期間が空いて実際に登校に至ったのかということをお答えいただけますか。

○（教育）学校教育支援室長

まず、学校は4月に欠席が続いていた際には、保護者からゴールデンウィーク明けには登校できそうだという旨の話を聞いており、当該児童は、実際にゴールデンウィーク明けに登校することが一旦できておりました。2学期に入ってから、連絡を取る中で、あと半月ほどで登校ができそうである旨の話を聞いており、実際にその連絡を受けた後、大体、半月後になりますけれども、10月15日火曜日に登校することができておりました。

○高橋委員

次に、現認ということについてお伺いしたいです。

不登校の児童・生徒への対応の中で、学校側が実際にお宅に尋ねても、本人に会うのは難しいとも言われます。やはり、そもそも学校に対して拒否感を持っているということもありますし、そうでなくても学校へ行っていないということに対する、ある種の罪悪感のようなものを抱いている場合もあります。担任との人間関係などによっても変わってくると思いますけれども、いずれにしても、理由は様々あれど直接会うことを嫌がる気持ちを持つというのはよく分かるのです。ただ、直接会えなくとも、何らかの形で安否が確認できるということは求められることだと思います。

そこで、以下伺いますけれども、本市の基準では、30日以上にわたって安否が確認できない場合には、関係機関と情報共有し、対応することが求められるということでもあります。一方、この事件にあつては、75日にわたり児童の安否確認ができていなかったとも報じられていました。

今回のケースでは、どこを起点として75日という日数になっているのか、御説明いただけますか。

○（教育）学校教育支援室長

当該児童の1学期における最終登校日は5月24日金曜日でありまして、2学期に入ってから当該児童が登校した10月15日火曜日までの期間の、土日や祝日、または夏季休業といった授業がない日を除くと、5月27日月曜日を起点として10月11日金曜日までの期間で75日間となっております。

○高橋委員

それでは、現認そのものについてお伺いしたいのですけれども、例えば、家以外の場所等で偶然、出会うというのは現認に入るのかどうか。つまり、意図せず会ったとして、それが現認に当たるかということ。

そして、現認は学校の担任教員や、その学校の教員等でなければならないのか、あらかじめ情報共有しているほかの市の職員が家庭を訪ねて、当該児童に会えたという場合はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

加えて、そのほか対象の児童との面会が現認したと扱われるのはどのような立場、あるいは属性の方がいるのかということをもとめてお答えいただけますか。

○（教育）学校教育支援室長

例えば、家以外の場所である公園やスーパーマーケットなどで偶然に会って、児童・生徒本人と対面で会うことができた場合でも、それは現認したという形になります。

また、現認は教員でなければならないというわけではなく、市の職員や児童相談所の職員、警察、民生・児童委員などのほか、医師などの関係機関の方が会うことができた場合も現認したという形になります。

○高橋委員

次に、学校が現認できなかったことを報告した場合に、その後の対応はどうなるのかという点です。

今の御答弁でいいますと、学校関係者以外でも現認ができるということでありましたから、違うルートで接触できないのかということなども検討できるわけです。

30日以上安否が確認できない場合、まず情報共有をするという市の基準が何に定められているのかということ。そして、学校が30日以上安否確認ができていない場合に、その後の関係機関との連携というのはどのような流れになるのかということをお聞きします。

○（教育）学校教育支援室長

本市における不登校対策の指針においては、安否確認ができない等の場合は、市の窓口への相談や警察等への情報提供を行うことを示しておりますが、その中で具体的な日数については示してはおりません。

ただし、児童・生徒本人に直接会えない場合の期間の目安としてどのくらいの期間かといえ、約1か月ということで30日を目安として考えております。

また、安否確認ができない場合の関係機関との連携になるのですけれども、この場合は、学校から関係機関に連絡させていただいて相談させていただくという形になっております。

○高橋委員

では、このケースに限った話ではなくて、少し一般論としてお聞きするのですが、安否確認ができない場合に、例えば、学校やこども家庭センターだけでなく、先ほど御答弁の中にもありましたが、児童相談所と合同で家庭訪問をするということなどで、保護者に断られても一定の強制力を働かせることもできるのではないかと思いますので、すけれども、この点について市のお考えをお聞きます。

○（こども未来）山谷主幹

保護者が子供の安否確認を断った場合、こども家庭センターには強制力がないため、児童虐待が疑われるなど緊急性が高い場合は、児童相談所に連絡して対応を依頼します。児童相談所は一定の権限を有しておりますので、強制力は働くと思われま。

○高橋委員

平成31年だったと思うのですけれども、こども家庭庁ができる前の厚生労働省子ども家庭局が千葉県野田市の児童虐待の事件を受けて、実際に子供に会えないということは、そもそもリスクが高いともされているのを拝見しました。

一般論でも、状況が切迫していると判断すれば、児童相談所としては緊急介入等の措置もできますし、警察にも児童虐待で刑事的介入という権限がありますから、他機関連携を意識していくということが今後も重要になってくると思いま。

課題が複雑なケースの場合には、ケース会議として部署がまたがってチームが組織されると思いますけれども、それ以前に、情報共有の仕組みがないのかということをお聞きしたいのです。

学校や教育委員会、そして、こども未来部などが共通して活用できる情報共有のシステムのようなものが、現状、あるのかなのかということ。あるいは、ないとすれば、そういうものも含めて、今後の必要性について伺いたいと思いま。

○（教育）学校教育支援室長

市教委としましては、不登校の原因は様々であり、一人一人によって対応は異なるものであると考えております。学校は児童・生徒に教育を行う場でありまして、家庭内の状況を詳しく把握することは非常に難しいことから、関係部署に何らかの情報があれば教えていただきたいと考えておりますので、児童・生徒と一番直接関わる学校と市教委、それから、こども未来部などの関係機関が連携することは非常に大切でありますし、共通して活用できる情報共有システムというものは有効な手段の一つであると考えております。

○（こども未来）山谷主幹

こども未来部、こども家庭センターといたしましても、情報共有システムの必要性はあると考えております。今後につきましては、学校、市教委、こども家庭センターなどが活用できる情報共有の仕組みづくりについて協議してまいりたいと考えております。

○高橋委員

それに関しては、ぜひ進めていただきたいと思いま。

この間の議論でも、今後の方針としてマニュアル作成等について示していただいておりますし、それ自体はもちろん否定するものではないといいますか、ぜひつくっていただきたいと思いま。

ただ、1点だけ懸念といいますか、マニュアル至上主義みたいにならないでいただきたいというところなのです。マニュアルに書いていないからできませんとか、そのとおりにやることが最善であるという考えに陥ってしまうと、なかなかケースごとに柔軟な対応ができなくなってしまうという懸念が出てくるものですから、その点、御留意い

ただきたいとお願いをするところです。

今回の事件に当たって、関係者や関係機関の皆さんの中にも、当事者としてももう少し踏み込んで関わっていればという思いをお持ちの方もいらっしゃるのではないかと思います。事実、私自身も子供福祉に関わる活動を行っているということからも、どうあれば救えたのかという思いは度々、去来するところです。

同じ事件を二度と繰り返さないようにしていくためには、どこのせい、あるいは誰かのせいという責任を集中させるということではなくて、しっかりと何が起こったのかという全体像を把握して、包括的な対応ができるようにしていかなければならないと思います。

本件に関しては、この後も捜査や裁判などで見えてくるとは思いますけれども、市としても情報収集をしながら、事件の背景、あるいは内容について検証していただきたいと求めまして、私の質問は終わりたいと思います。

○面野委員

◎議案第1号 令和6年度小樽市一般会計補正予算（小樽市新総合体育館）について

それでは、小樽市新総合体育館の整備事業費について伺います。

今定例会で、補正予算案として91億6,700万円という総事業費が計上されております。

2024年7月に発行された小樽市新総合体育館ニュースレターVol.01にも、以前の概算事業費が示されていたのですが、そこからいろいろ時点補正などが加わって、今、事業費が変動しております。

今回の最新の事業費については、市民の皆さんへどのような形で公表する予定なのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

今、委員からも御紹介いただいたのですが、教育委員会では本年7月からニュースレターを発行しておりまして、1号と2号では基本計画についてお知らせしてきたのですが、近々発行いたします3号で、新たに積算しました事業費について市民の皆様に分かりやすくお知らせしたいと考えてございます。

○面野委員

では、予算の事業費の中身について伺っていききたいのですが、まず備品費は基本的に市から直接発注することとしたため、本体工事に付随する備品費のみを計上して、事業費が結構圧縮されているのですが、以前の金額から1億2,000万円ぐらい圧縮されているので、別途、予算計上するとされているものはどのようなものがあるのか。

それから、その差額分の備品費全体でいえば1億2,000万円ぐらいを想定されているのか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

別途、予算計上される備品につきましては、まず、各スポーツ器具ですとか、各室に設置する机、椅子、また書庫といったものを想定しておりまして、言わば事業に影響を与えないような備品を市で発注することを想定しております。

また、予算額につきましては、基本計画を基にした単純計算では、御指摘のとおり1億2,000万円程度になりますが、基本計画時に策定したこの額は他都市の事例などから推計したものであり、今後は事業者から提出されたリストに基づいて改めて額を算出することになりますが、昨今の物価上昇等を考慮いたしますと、額は増額になる可能性もあるものと考えてございます。

○面野委員

次に、財源について伺っていききたいと思います。

前に報告で頂いた資料の中に、年度別の事業費の内訳が書かれておりまして、その合計が91億6,700万円ということで補正予算が上がっている額になるのですが、そのうち国庫補助金の充当額が約31億円という金額で、総事業費の約3分の1に当たる額が想定されているのです。

まず、注釈に、補助対象事業費の2分の1（上限）の7割が配分された場合の額を示すとありますが、これを読み解くと、場合によっては満額配分になる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○（教育）近藤主幹

まず、なぜ7割にしたかということなのですが、これは今回積算するに当たって、他市の状況とか、関係機関の聞き取りをした状況から、なかなか満額配分されているケースはないということで、そういった聞き取りの結果から7割という数字を想定しています。

制度上は、おっしゃるとおり上限ということであれば満額配分も可能性としてはあるのですが、今申し上げましたとおり、いろいろ調べた結果から、実態としては満額配分されることは難しいのではないかと考えてございます。

○面野委員

他市の事例を参考にしたということなのですが、国庫補助金がどのぐらい配分されるという算定の要因というのは何か分析されているのですか。

○（教育）近藤主幹

今回、活用させていただく国庫補助メニューが都市構造再編集集中支援事業というメニューになるのですが、本市で現在策定中の小樽市立地適正化計画を推進するための補助事業ということになっているのです。ですから、簡単に言いますと、小樽市立地適正化計画の推進にどれだけ貢献できる内容になっているのかといったことによって、配分率が左右されると言われてございます。

なお、こうした内容については、国庫補助を申請するに当たって、これから都市再生整備計画というのを国に提出するのですが、その内容によって国に判断していただくということになります。

○面野委員

逆に、1問前の質問で、他都市の事例で7割ぐらいだったということですがけれども、他都市の7割だった要因にも、今、御説明いただいた都市構造再編集集中支援事業が充てられていたという分析はされていますか。

○（教育）近藤主幹

他都市に問合せをしたときには、当然、同じ都市構造再編集集中支援事業を使っているまちを対象に調査を行って、一般的には公開されていないのですが、それぞれのまちにどの程度の配分だったのかという聞き取りした結果から推計しています。

○面野委員

それでは、配分が正確に分かるタイミングというのはいつぐらいになるのですか。

○（教育）近藤主幹

これは北海道等に聞き取りをした内容なのですが、国庫補助の内示につきましては、毎年、若干、国の予算の関係で変動するのですが、一般的には実際に補助いただく年度の前年度末の3月に内示があることが多いと聞いてございます。ですから、具体的には、今、令和8年度から補助を申請する予定になっておりますので、令和7年度末頃に内示があると想定しています。

なお、補助申請は年度ごとに行いますので、毎年、交付申請、交付決定を受けていくというスケジュールになります。

○面野委員

仮に、今回示されている約31億円以上の国庫補助金が充当できる場合は、どの財源が圧縮できるのか。

また、逆に想定よりも国庫補助金の配分が少なかった場合というのは、今度はどの財源が増えることになるのか、現時点で想定される範囲でお聞かせください。

○（財政）佐藤主幹

本事業の財源におきまして、国庫補助金が増減した場合は、市債の増減により財源を確保することになると想定

しております。

○面野委員

次に、起債の分をお伺いしようと思っていたのですが、起債の全部を合計すると57億6,450万円ということで、財源の比率の中でも一番大きな割合を占めている財源となっております。

この起債というのはどのような起債を使うのか、内訳をお聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

この事業の起債につきましては、現時点では過疎対策事業債を想定しているところであります。

○面野委員

過疎対策事業債の償還期間というのはどのぐらいの予定なのか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

本事業の起債の償還期間につきましては、中長期財政収支計画におきまして30年間の償還期間を想定しております。

○面野委員

それでは、その中身なのですけれども、新総合体育館整備事業費の元金償還が始まる年度と償還額の見込みについてお示しください。

○(財政)佐藤主幹

今申し上げました30年の償還期間となりますと、元金につきましては5年間の据置期間がありますので、令和8年度から起債の借入れが開始することとなり、令和14年度から元金償還が始まることとなります。

また、償還額の見込みにつきましては、現在、見込んでいる起債額の合計57億6,450万円で試算いたしますと、令和11年度に事業が完了しますので、令和17年度に事業全体に対する元金償還となり、年額は約2億3,100万円となります。

○面野委員

考え方としてこれが適当なのか分からないのですけれども、国庫補助金は全額国負担であると。過疎対策事業債は、今年度の普通交付税の算定基礎額にできる割合は70%と言われております。

二つの財源のこういった制度で仮定すると、小樽市の実質負担額というのは幾らだと仮定できますか。

○(財政)財政課長

総事業費91億6,700万円のうち、現在、見込まれます国庫補助金や過疎対策事業債の元利償還金に対する交付税措置率を考慮した後の本市の実負担額につきましては、約20億2,800万円が見込まれます。

○面野委員

先ほど備品のお話でも聞きましたけれども、社会情勢などによって、現時点で財源や事業費というものがなかなか確定できないということは分かりました。

小樽市新総合体育館の整備事業のスケジュールというのも示されているのですけれども、スケジュール的に総事業費、それから財源が確定するタイミングというのはいつになるのか、先ほど国庫補助金のお話は伺ったのですが、それも含めて改めてお聞かせください。

○(教育)木村主幹

私からは、総事業費の部分について御答弁させていただきたいと思います。

今回、債務負担の額として91億6,700万円を議案として上程いたしました、事業者との契約後、価格が一旦固まることとなります。現在、契約書案を作成している段階でございますが、事業が始まるタイミングなどで一定額を超える物価変動等があった場合につきましては、契約変更をする必要があるものと考えており、現在作成中の契約書に盛り込む予定でございます。

また、本事業はおよそ3年間に及ぶ事業になりますが、この間に設計変更等の可能性も考えられますので、事業が確定するタイミングにつきましては、今回の事業が終了する令和11年度の終わり頃になるものと考えております。

○(財政) 財政課長

国庫補助金のタイミングにつきましては、先ほど教育委員会から答弁させていただいたとおりなのですが、財源のうち市債の確定時期につきましては、事業を実施する前年度の4月に北海道へ起債の申請を行います。その後、夏以降に配分内示や同意をいただく流れとなっております。最終的に毎年、当該年度の事業が固まる年度末に市債の借入額が確定することになります。

○面野委員

財源も含めて事業費がかなり流動的な感じで、一発では決まらないというような、正確にお金の流れを把握するのはなかなか難しいのだろうと思いました。

最後に、国庫補助金の配分が想定より少なかった場合は、過疎対策事業債でというお話でした。あまり考えたくないことではあるのですが、やはり過疎対策事業債も査定額が希望の額に届かなかったとなると、またさらなる財源確保という部分では検討しなければいけないと思うのですが、もちろん現時点でということにはなるのですが、この場合はどのような方法が考えられるのか、お聞かせください。

○(財政) 財政課長

仮のお話なのですが、本事業を実施する年度に、本市の要望額どおりに過疎対策事業債が割り当てられなかった場合の対応につきましては、配分額を超える分については過疎対策事業債以外の借入れメニューへ振替を行う予定でおります。

なお、市債は借入れメニューによって、対象施設や今年度の交付税措置率に違いがありますことから、体育館のほか、同じ年度に過疎対策事業債の活用要望を出している事業の中で、市にとって実負担額ができる限り少なくなるよう、どの事業を他の借入れメニューに振替すべきかというのを調整する必要があります。

○面野委員

過疎対策事業債は、この小樽市新総合体育館だけではなくていろいろな建設だったり、学校だったりというところに振り分けたものが集まって、過疎対策事業債として査定されるものだと思うのです。やはり、この小樽市新総合体育館の事業費が膨らんで、ほかのところを削らなければいけないとか、遅くしなければいけないとなると、それに該当される事業者の方だったり、行政サービスを利用される方からの不満の声はきっと出てくるのだろうと思います。

先がなかなか見えないし、市が主導で決められるものではないとは思いますが、できるだけそういう見当外れだった場合にどういう対策ができて、ほかの行政サービスにも負担のない、影響の出ないような進め方について研究もしていただきたいですし、実際にそういう影響が起らないように進めていただきたいと思います。

◎職員の配置について

次に、職員の人事配置についてです。

欠員が生じた場合の業務負担増、それから制度変更や条例改正による業務量の増減、そしてデジタル化や自動化・AIの活用などによる負担軽減など、様々な要因によって職員の業務負担が変わってくることがあると思います。

そのために、適正な人員配置は、適宜、調査や分析を行っていく必要があるのではないかと考えますが、現在、適正な人員配置にするための調査や分析はどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

また、その調査や分析はどのようなタイミングで実施するのか。また、定期的に行わなければいけないといったルールなどはあるのか、一括でお聞かせください。

○(総務) 職員課長

適正な配置のための調査・分析ということで、分析ということではないのですが調査ということではいいですと、

毎年度の夏の時期になりますが、総務部長による各部局からの人事ヒアリングというのを行っております。この機会に各部局の配置に関する要望ですとか、必要性などの聞き取り調査ということをした上で、例えば、正規職員の増減であったりですとか、会計年度任用職員の配置の必要性などといったことも含めまして判断しているというのが現状でございます。

○面野委員

今のお答えの中で総務部長ヒアリングみたいなものが行われるということなのですが、この采配は総務部長にとって大変厳しい判断を迫られるときが多いのではないかと思います。総務部長の一任みたいなイメージで捉えてよろしいのでしょうか。

○（総務）職員課長

今申し上げた調査というか、実際のヒアリングというものは、総務部長を中心に私どもも事務方として入って行いますが、まず、各部局の考え方を整理した上で、市長・副市長とも協議させていただいて、市長までのオーソライズ等を取った上で最終的に配置の可否を判断しているというのが現状です。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。